
平成25年第5回玖珠町議会定例会会議録(第3号)

平成25年9月12日(木)

1. 議事日程第3号

平成25年9月12日(木) 午前10時開議

第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(16名)

1 番	宿 利 忠 明	2 番	大 谷 徹 子
3 番	石 井 龍 文	4 番	廣 澤 俊 幸
5 番	中 川 英 則	6 番	尾 方 嗣 男
7 番	菅 原 一	8 番	河 野 博 文
9 番	秦 時 雄	10 番	松 本 義 臣
11 番	清 藤 一 憲	12 番	宿 利 俊 行
13 番	藤 本 勝 美	14 番	片 山 博 雅
15 番	繁 田 弘 司	16 番	高 田 修 治

欠席議員(なし)

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	大 蔵 順 一	議 事 係 長	小 野 英 一
---------	---------	---------	---------

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 浩 平	副 町 長	小 幡 岳 久
教 育 長	秋 吉 徹 成	総 務 課 長	河 島 公 司

まちづくり 推進課長	麻 生 太 一	環境防災課長兼 基地対策室長	藤 林 民 也
税 務 課 長	帆 足 浩 一	福祉保健課長	江 藤 幸 徳
住 民 課 長	衛 藤 善 生	建設水道課長兼 公園整備室長	平 井 正 之
農林業振興課長兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 木 良 政	商工観光振興 課 長	村 木 賢 二
会計管理者兼 会 計 課 長	本 松 豊 美	人権同和啓発 センター所長	山 本 五十六
教育総務課長	穴 本 芳 雄	学校教育課長	米 田 伸 一
社会教育課長兼 中央公民館長兼 わらべの館館長	湯 浅 詩 朗	総 務 課 主 幹	秋 吉 正 彦

午前10時00分開議

○議 長（高田修治君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願い申し上げます。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用、携帯電話の持ち込みは禁止されておりますので、ご協力願います。

また、本日は議会だより掲載のため、写真撮影を許可しております。

ただいまの出席議員は16名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

この際、報告をいたします。

当局より本議会に提出されました議案第58号、玖珠町子ども・子育て会議条例の制定についての条例案の字句を浄書誤りがありましたため、訂正したい旨の申し出がありました。

お諮りします。

当局からの申し出のとおり、議案の訂正を許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、当局からの申し出のとおり、お手元に配付しております議案の訂正申出書のように議案の訂正を許可することに決定いたしました。

日程第1 一般質問

○議長（高田修治君） 日程第1、これより一般質問を行います。

質問者は、一般質問表の順序によりこれを許します。

本定例会の質問者は8名です。よって、本日12日と明日13日の2日間で行います。

会議の進行にご協力をお願いいたします。

最初の質問者は、14番片山博雅君。

○14番（片山博雅君） おはようございます。14番片山博雅です。

通告に従い、1つ、中学校の水泳教育について、2つ、小中学校でのラジオ体操の取り組みについて、以上2点について、議長の許しを得て一問一答方式で行いますので、よろしくお願いします。

まず、平成25年度全国高等学校総合体育大会、ホッケー大会が8月3日から7日の間、玖珠町でありました。多くの若者が玖珠町を訪れて、玖珠町のよさを感じとって帰ったのではないかと考えております。このスローガンが、「吹きわたれ若人の風 北部九州へ」ということであります。また、第66回県民体育大会が9月7日から9日、スローガンが「とびきりの笑顔と感動豊肥から」ということで、玖珠郡から朝倉町長団長以下が出席しまして、また、議員ソフト、そして、クレー、柔道等に議員が参加しております。成果も昨年並みということですが、優勝までもう一歩というところでした。また来年があると、また、オリンピックも7年後にあるということで、玖珠町から岩尾選手に継ぐ選手が出場するのではないかと考えております。特に、玖珠農業高校の男子ホッケーが全国大会に出場したということは、飛び切りのニュースであります。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

まず、中学校の水泳教育について。

町内の高校1年生に雑談しながら聞いたところ、夏は体育で水泳ができて楽しいだろうと聞くと、クラスの半分近くが泳げないとか、小学校では水泳はあるが、中学校では水泳がないと聞く。中学校での水泳はなぜできないのか伺います。

○議長（高田修治君） 米田学校教育課長。

○学校教育課長（米田伸一君） ご質問にお答えをいたします。

まず、町内中学校6校の現在の水泳指導に係る現状についてご紹介をいたします。

町内の中学校で自校のプールがある学校はございません。したがって、近隣の小学校のプールを活用して水泳の実技指導を行っているというのが実情でございます。今年度の場合、近隣の小学校のプールを活用して実技指導を行いました中学校が4校、水泳指導を行っていない中学校が2校でございます。

水泳の実技指導を行っていない学校の主な理由といたしましては、今申しましたように、自校及び近隣にプールがなく、まとまった数の生徒が移動することを考えますと、職員の適切な配置と安全面で危惧される点があること。また、移動に要します時間を考えますと、教育活動、教育課程の円滑な実施上、問題が生じることが懸念されるといったことが挙げられます。ちなみに、中学校の学習指導要領には、水泳の指導につきましては、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことが

できるが、水泳の事故防止に関する心得については必ず取り上げること、また、保健分野の応急手当との関連を図ることとございまして、水泳場の確保が困難な場合は水泳の実技指導は行わなくてもよいとされております。もちろん、本町の実技指導を行っていない2校につきましては、保健分野の応急手当等と関連させまして、教育課程上にきちんと水泳の事故防止を位置づけて実践しているところでございます。

以上が現状のご紹介でございます。

○議 長（高田修治君） 14番片山博雅君。

○14番（片山博雅君） 今、説明がありましたが、6校ともプールがないということで、八幡については小・中学校が併設しているということですね。それで、今、行わないこともできるということがあるんですが、何かそれを拡大解釈して、していないというふうに私は理解しております。要は、事故防止等の観点ということで、何年になりますか、塚脇小学校で事故がありましたですね。あれで水に対することが非常に近寄りたいたいというふうなものも出てきているんじゃないかと思っております。

そういう中で、八幡小学校、中学校に行って、八幡老人会の草刈り、小学校運動会前の草取りをするときにちょっと話したとき、中学校で一時プールが使えないときに、B&Gまで歩いていったそうです。歩く時間、往復が水に浸かっている時間より長いということで、それがちょっといろいろ懸念したということもあるんですが、やはり山の子も海の子も川の子も全員が泳げるようになることが、これから起こる大きな災害等に対して事故防止につながっていくんじゃないかと思っております。泳げない人が、大体二、三十センチのところで前向きに倒れたときに、もう恐怖で水を吸い込んで、何でこんなところで溺れているんだという事例も何件かあります。そういうのを踏まえたとき、やはりこれから中学校のほうもB&Gとかいろいろあるわけですが、統合すれば別として、そういうのを踏まえて、やはり子供に安心して泳げる環境をつくっていただきたいということです。

ちなみに、自転車を1回乗るようになったら、何年たった後でも乗れるそうです。ところが、水泳については、小学校で泳いでいても、自信のない子は、もう中学校3年泳がないと泳げないということで、高校生にもう学校の指導は適切だから、言うとおりにしとったら大丈夫だということで話したところであります。そういうのを踏まえて、中学校の水泳ということに取り組んでいただきたいと思います。

次に、小・中学校でのラジオ体操の取り組みについてお聞きします。

夏休みの早起きラジオ体操会が八幡小学校で初めて企画され、ラジオ体操を通して児童、保護者、地域と触れ合い、健康づくりに取り組んだら、年配者以外はラジオ体操を知らない人ばかりだったということでもあります。学校でのラジオ体操はいつからしていないのか。学校での取り組みはどうなっているかお伺いします。

○議 長（高田修治君） 米田学校教育課長。

○学校教育課長（米田伸一君） ラジオ体操に係るご質問についてお答えいたします。

まず、町内の小・中学校の現状でございますが、現在、町内の小・中学校で体育の授業におきまし

て、準備運動等でラジオ体操を取り入れている学校はございません。全ての学校がストレッチ運動、あるいはその学校独自の体操を学校でつくりまして、取り入れて実施をしておるという状況でございます。また、体育の授業のみならず、その他の体育的行事につきましても同様でございます。これは、その授業やその行事で主に使う体の部位をストレッチングすることが、けがの防止や体ほぐしをする上でより効果的であるという考えから実施しているということでございます。

ご指摘のとおり、以前は、学校体育の準備運動等でラジオ体操を取り入れている学校が大変多うございましたが、早いところでもう30年前ぐらいからだんだん、いろいろ調べてみますと、ストレッチ運動を実施する学校がふえてまいっている状況がございます。玖珠町内だけではなくて、全県下的に見ましても、非常に、もう今はストレッチ系の準備運動をしている、あるいはサーキットをそれにプラスといったような形で体育の準備運動をしているという学校が多くを占めているようでございます。

ご参考までに、先ほども申し上げましたように、体育の指導内容につきましても、学習指導要領の中で示されておまして、各学校では、その学習指導要領の趣旨に沿って教育課程を編成して、実践をしておるんですけれども、その中には、特にラジオ体操につきましては、必ず実施するようにというようなことは取り上げられておりません。ですから、各学校や地域、児童・生徒の実態を踏まえて、各学校でそれぞれ運動に取り組んでいるという現状となっております。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 14番片山博雅君。

○14番（片山博雅君） 学校教育の体操について水を差すわけではありませんが、まず、今お聞きしたところ、もう早いところは30年前からラジオ体操をしていないんだということですね。確かに、小・中学校での体育大会では、ストレッチがほとんどであります。ただ、町民体育大会、地区体、これはラジオ体操第1をしております。そういうのを踏まえたときに、ストレッチとラジオ体操の区分、よくわかりますか、課長、急に言われてもね。ラジオ体操が、もう五十何年ですか、戦後続いているわけですが、この内容について見ると、朝すっきり目を覚まさせて、体を元気づけるというのが体操の大きな目的だそうであります。

八幡でも、今年7月22日から26日、八幡小のコミュニティスクールで、各地区で早起きラジオ体操をしましょうという案内がありまして、地区の方も奮って参加してくださいということで、八幡小学校は、全校で46名か7名かおるんですけれども、私の住んでいる綾垣地区は12名、その間、全員に参加していただきました。そして、1名途中で旅行があったんですが、親御さんもじいちゃん、ばあちゃんも地域の方も、八幡の町議の方も夫婦で歩いていたら、もう歩くよりこっちへ来て体操しようぞと言ったら、その方も体操をするようになって、また、地域の消防詰所の近くの人も毎朝ラジオ体操の放送を聞くと、出てこいと言っておるから出てきたんだということで、非常に地域の触れ合いということが充実されたのができたんじゃないかと思っております。

そして、ラジオ体操の中で、子供たちが最初は知らない、親御さんも知らない。特に、ラジオ体操第2については、なお知らない。何でこんなのをするんだと言うから、みんなが手を挙げたら手を挙

げてください、腰をかがめたらかがめてくださいというふうにやったら、大体5日間、7月いっぱいまでやりました、八幡については。そうしたら、ある程度理解してできるようになって、またやろうと言ったら、もう約束どおり途中でやめましょうねと言われると、そこでやめたんですけども、こういうラジオ体操が、第1体操が3分10秒ぐらい、そして、第2体操も大体3分10秒ぐらいです。1と2の間に首を曲げたりひねったりするのが大体30秒ぐらいということで、6時半からの体操は、歌とかいろいろ説明があるんですが、一番最後に、今日は北海道室蘭地区150名の皆さんと体操しておりますということで、子供たちには今、皆さん、北海道の室蘭の方と一緒にラジオ体操をしているんですよ。明日はどことするのかなということで、また、参加する子供たちも興味を持ってきたわけがあります。

そういう中で、ストレッチが今主体というけれども、ストレッチそのものは伸縮、アキレス腱を伸ばすとか、スポーツをする一番重点な筋力を強化していくというのが一番大きな体操で、ラジオ体操については、リズム感を持って、協調性を持って体操するという事なんです。そこら辺が、これは取り組みについては学校独自の、たしか学校管理者が決めることじゃないかと思いますけれども、これについて、一応どうなっているか確認をしたところであります。

以上をもって、早いようですが、私の一般質問を終わります。

○議長（高田修治君） 14番片山博雅議員の質問を終わります。

次の質問者は、9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） おはようございます。議席番号9番秦 時雄であります。

今回の質問であります。通告のとおり、順次質問をさせていただきたいと思います。

まず1番、小児弱視等の支援策について、2番、3歳児健診での視力検査の充実についてであります。

まず、1番の小児弱視等の支援策につきましては、これは、そういうお子さんを持っておられるお母さんからのそういった強い相談といいますか、今現状はこうなんですよ、うちの子供がそういった弱視等の眼鏡をかけられていると。そういういろんな状況をお聞きしまして、私たちがふだん、例えば幼稚園や小学校、中学校で入学式、卒業式などで、本当に多くの子供の中に、非常に度のきつい眼鏡をかけている子供がおります。大変きついというか、それなりのいろんな治療をされているんだなということは、いろいろ推察はするんですけども、現場でそのお子さんを持つ家族の方にお聞きしますと、やっぱり本人も、そしてまた家族もいろんな面でいろんな苦悩があり、また精神的負担、そしてまた経済的な負担、そういうのがあるということをお聞きしました。そういう中で、小児弱視等の支援策について質問させていただいて、町はどういうふうに考えているか。できれば、この支援策を講じていただきたいというのが私の質問の大きな趣旨でございます。

まず、弱視等の子供の眼鏡、弱視等のいろんなことに関しましては、私も今回の一般質問をするに当たりまして少し勉強させていただきまして、その全体がある程度私なりにわかったような次第でございます。まず、皆さんに知っていただくために、概要といいますか、子供の視覚機能のいろんな問

題の件につきましてお知らせをして、それから質問させていただきたいと思います。

眼科医などのそういった専門家によりますと、視覚機能というのは、9歳前後にほぼ大人と同じ機能が完成するということがわかっているそうであります。生後間もない子供の視力は0.02から0.03、2歳で0.5程度になり、5歳で1.0。そして、6歳になりますと、大人と同じような視力を持つようになりまして、6歳までの視覚発達期間に網膜にはっきりと像を結ばない屈折異常や左右の視線が一致しない斜視など、これが放置されますと、視覚の発達が阻害されて、そして、まして、手当てを行わないと、眼鏡などで矯正することができずに弱視になると言われております。そして、視覚発達期間内は視力が上がっていくため、子供が見えにくいと自覚し、訴えることが少ない。そのために、小学校の視力検査で初めてわかる場合も少なくないそうであります。そのようなことから、早いうちに適切な治療をすることで正常な両眼視を獲得できる。しかしながら、9歳を過ぎると、治療によって獲得できる可能性が非常に低くなってしまうということでもあります。

このことから、視力不良や斜視を乳幼児期に早期に発見し、早期に治療を行うことが最も大切であると、このように言われております。しかし、6歳を過ぎると矯正は難しくなるために、日本全国各自治体においては、3歳児健診での視力検査を実施しておりますが、この検査方法は、全国の自治体によって違うようであります。ある自治体では、3歳児健診の際に、受診者全員に機能訓練士による高精度屈折異常測定器を使った健診を実施しております。日本眼科医会によりますと、最も高度な目の働きである両眼視は6歳ごろまでに完成し、3歳で弱視を発見できれば、視力はかなり回復すると、早期発見の重要性をこのように指摘しております。

まず、第1番目の質問であります。

小児弱視等の治療眼鏡等に対する助成制度の概要について、対象者や年齢等を具体的に伺いたいと思います。

○議長（高田修治君） 衛藤住民課長。

○住民課長（衛藤善生君） 秦議員のご質問に国民健康保険の担当課としてお答えします。

平成18年4月1日から小児弱視等の治療用眼鏡等は保険適用となり、療養費の支給対象となっております。療養費の対象年齢は9歳未満で、給付対象は弱視、斜視及び先天性白内障術後の屈折矯正の治療用として用いる眼鏡及びコンタクトレンズの購入費となっております。該当する被保険者は、事前に診療を受けて、医師の必要と認めた眼鏡等の医療用装具を購入します。その後、それぞれの保険者に申請をすることとなります。玖珠町の国保の加入者の方は、住民課保険年金係の窓口で療養費として申請書に医師の証明書と領収書を添えて提出いただきますと、国保連合会の審査を通して、審査費の額が決定されています。その費用額について、保険者負担として、未就学児は8割、就学時の9歳までは7割を支給しております。

参考までですが、この費用額には、眼鏡3万7,801円、コンタクトレンズ1枚当たり1万5,862円の上限がございます。御存じのとおり、玖珠町では現在、子ども医療費助成事業により、未就学児は2割、就学児の9歳までは3割の患者負担を助成しておりますので、保険適用になった眼鏡等の療養費

の保護者負担は現在ございません。

以上です。

○議 長（高田修治君） 9 番 秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） 先ほど課長がおっしゃられました健康保険の適用で、先ほど言いました眼鏡のフレームとレンズなら 3 万 7,801 円、そしてコンタクトレンズ 1 枚につきましては 1 万 5,862 円、この場合、これを超える金額については、患者負担が発生するということによろしいのでしょうか。

○議 長（高田修治君） 衛藤住民課長。

○住民課長（衛藤善生君） この金額については、児童福祉法の規定に基づく装具の種目、受託報酬の額に対する基準というものがあまして、その中で、眼鏡等の金額が規定されております。その分で療養費対応としておりますので、それ以上の分については自己負担となるということです。

以上です。

○議 長（高田修治君） 9 番 秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） それでは、質問、2 番目であります。

玖珠町におきます 9 歳未満の小児弱視等の対象者数及び国保適用の治療費の助成の件数を伺いたいと思います。

○議 長（高田修治君） 衛藤住民課長。

○住民課長（衛藤善生君） ただいまの質問、国保に係る支給状況についてお答えします。

平成 25 年度で 1 件ということで、過去 3 年間についても、いずれも 1 件ずつでありました。詳細について申し上げます。

平成 22 年度、1 名、コンタクトレンズ、支給額 1 万 8,925 円、平成 23 年度、1 名、眼鏡、支給額 3 万 240 円、平成 24 年度、眼鏡、支給額 2 万 6,040 円、平成 25 年度、1 名、支給額 3 万 240 円。

以上です。

○議 長（高田修治君） 9 番 秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） これは、今、課長おっしゃられた国保関係の加入者のみということでよろしいでしょうかね。

それと、ほかの例えば健康保険、わかりやすく言いますと、例えば 9 歳までのいろんな健康保険に加入している方は、総体として果たしてどのぐらいおられるのかなというのはちょっとお聞きしたいと思いました。

○議 長（高田修治君） 衛藤住民課長。

○住民課長（衛藤善生君） ただいまの数字については、国保の関係の方で、子供さんの部分であります。それ以外の関係については把握をしておりません。

以上です。

○議 長（高田修治君） 9 番 秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） 国保以外の子供さんについては把握されていないということでございます。

れども、いろんな子育て支援の関係から、やはりこれはきちっと町が掌握をするべきだと私は思いますので、また、そこら辺掌握をしていただきたいと思います。

それで、3番目の小児弱視等の助成制度のこれまでの周知の取り組みについて伺うということでございます。

先ほど執行部の説明で、平成18年4月からこの健康保険の制度で弱視等に対する助成制度が始まったということでございますけれども、周知の取り組みについて、町はどのような取り組みを行ってきたのかということを伺いたいと思うんです。当事者でない私たちにいたしましては、なかなか実態、情報というのが見過ごされてしまう。私がいろんな学校からのいろんな通知とか、そしてまた、町報の中のいろんな、町報の中で通知されたかもしれませんが、私個人的にはそういうことを見ていなかったものでありますので、こういった学校、町報などの周知の取り組みというのは大変重要ではないかと思っております。3番の質問について伺いたいと思います。

○議長（高田修治君） 衛藤住民課長。

○住民課長（衛藤善生君） 制度の周知についてお答えします。

小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給については、平成18年3月15日に厚生労働省より通知が出ております。これは、療養費の支給でありまして、助成制度ではありませんので、通常の医療機関による適切な治療過程で利用がなされるというふうに考えております。したがって、さまざまな療養給付と同様に特定して周知することは現在行っておりません。周知といいますよりも、健診等による早期の発見により、診療を受けて治療することが大切ではないかと考えております。

以上です。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） あえてそういう形で町報なんかには周知はしていないということでございます。

私たち一般民から見ますと、やっぱり地方などにこういう子供たちがおられるんですよという、その周知を図ることが私は重要だと思っております。なぜかといえば、そういう小児の弱視等のそれらの状況を知っていただくということが、私たち町民といたしましては、問題意識としてちゃんとして一人一人の、私も含めて町民の一人一人の中にそういう意識があるという、これがやっぱり一つの大きな重要ではないかと私はそういうふうに考えております。

できれば、やっぱりそういう町報などでそういう制度というか、今さっき言われたような弱視等のそういった制度があるということは届けるということは、私は必要ではないかと思っております。それは、ぜひとも今後、執行部のほうは判断をされて、私町民の一人としてはしてもらいたいし、それをそういった、例えば今、国保関係で1人しかいない。そういう中で、やはりお互いにそういう子供さんがおられるということは、やっぱり同じ共有をすることができるということです、私たちと。これは私は大事なことだと、私そういうふうに思っております。これもお答えしていただかなくても結構だと思います。

それで、質問④であります。療養費に対する町独自の助成は考えられないのかという質問でございます。

ます。

私もこの制度につきましても、いろいろ調べてみましたが、全国の自治体ではいろんな施策が講じられておるようであります。まず、岡山県の備前市、満9歳から15歳、中学卒業までの方々を対象に弱視治療用眼鏡等の購入助成を、これは平成19年度より実施しているということでございます。これは、この制度が18年に始まって、その次の年からもう実施しているということであります。また、他の自治体においても、9歳未満の児童を対象に健康保険の適用になった弱視等治療用眼鏡等の更新、修理に係る費用を一部助成しているところもあります。

そこで質問を行いたいと思います。その中の①です。健康保険適用になった弱視等治療用眼鏡等の更新や修理に係る費用等に対する町独自の助成に取り組んでいく必要がありますけれども、この取り組みについて伺いたいと思います。

○議長（高田修治君） 衛藤住民課長。

○住民課長（衛藤善生君） 先ほどの厚生労働省の基準によりまして、更新は医師の指示により5歳未満で1年以上、5歳以下で2年以上の装用期間を経た後ということであります。

以上です。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 5歳未満の子供に対しては、装着して1年を超えないということが前提になっているようであります。また、5歳以上の場合は2年を経過しないと保険が適用できない、ここが問題だと思います。いろんな関係者によりますと、眼鏡をつくって1年未満で新しく買いかえなければならない状態もあるわけです。私、はっきり専門家じゃないからわかりませんが、眼鏡をつくってそういった新しく買いかえなければならない。眼鏡が合わなくなる。また、レンズを割ったり、フレームの修理など、このような場合は保険適用外となるということであります。これは、同じ子育てというか、そういった目に異常のある子供の家計にとっても大きな負担になる。先ほど申しましたように、町内に住むお母さん、そしてそのおばあちゃんが、そういった適用外になった負担は非常に大きい、これを何とかしてもらいたいという、本当に町民の声であります。

ですから、先ほど言ったように、この療養費に対する町独自の助成について、1番に示したように健康保険適用になった弱視等治療用眼鏡の更新や修理に係る費用の助成、適用になったそれ以外の――先ほど言いましたように、例えば5歳未満で1年を経過しない、1年未満で更新をしなければならなくなった場合、そしてまた、5歳以上の子供が2年以上経過しないと更新できない、保険が適用できない、2年前にそういった状況になった場合、それを町独自の補助制度をつくってもらう必要があるんじゃないかと、ここを私は訴えているわけでございます。そういう制度は、先ほど言ったように、9歳未満の児童に対しても、そしてまた、その制度をもっと大きく9歳から15歳の中学卒業までを対象にそれを実際に行っているところがあるわけでございますけれども、その費用の助成というものは、私はやってもらいたいし、町はどういうふうこれを考えておられるのかを、4番に対する①の質問の答弁をいただきたいんです。

○議長（高田修治君） 衛藤住民課長。

○住民課長（衛藤善生君） ただいまの質問についてお答えをいたします。

まず、9歳以上の方の部分についてのお話ではありますが、眼鏡の取り扱いについては、保険適用の考え方が影響しているというふうに思います。疾病または負傷の治療のために必要な用具、補装具が支給されていることになっておりますが、眼鏡はこのような治療用具とは性質を異にしているということで、支給の対象外となっております。つまり、9歳までに、先ほど秦議員がおっしゃったように、視力が発達するということから、これ以降、眼鏡は治療のために必要な用具ではないと厚生労働省が判断しているようです。玖珠町国保としましては、更新、買かえの適用外についてもそうでありますが、医療保険者として事業の運営を行っておりますので、保険適用外の制度導入は今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 先ほど国保関係で年間に1人ぐらいしかおられないということです。そう大きな数ではありません。しかし、1人であっても、こういうお子さんがおられるということは事実でございます。多かろうと少なかろうと、やはり国保に従ってやっていくのが当然でありますけれども、それから外れる、その谷間にある子供たちに対しては、やはりこういった町独自の助成制度をつくっていただきたい。私、そういうふうに思っております。今、そういう考えはないという答弁でよろしいですかね。4番の療養費に対する町独自の助成は考えられないのか。その（1）について、もう一度伺いたい。

○議長（高田修治君） 衛藤住民課長。

○住民課長（衛藤善生君） ただいまの質問ではありますが、国保の保険事業としての部分で保険適用外の助成については、今のところ考えておりません。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） それでは、4番の2を質問させていただきまして、これは町長にお考えをお聞きしたいなと思いますので、よろしくお聞きしたいと思います。

それで、重複するかもしれません。2番は健康保険適用外（満9歳から中学校3年終了前）に対する弱視等、治療用眼鏡等購入費の助成制度の拡充ということでございます。

これに関して、これはもう健康保険の適用外であります、9歳を過ぎますと。ですから、ここら辺をそういった弱視等に対する眼鏡の購入費の助成制度を充実してもらいたい、助成制度を行ってほしいというのがこの本旨であります。先ほど申しましたように、ほかの自治体では、そういう自治体独自の制度を設けて、そういった健康保険適用外の9歳から15歳までの子供に対してそういった弱視等に対する治療用眼鏡等の購入助成制度、これを行っているわけでございますけれども、もう一度課長にお聞きしたいと思います。

それと、その後、実質的にそういった子供さんがおられるし、そういう眼鏡の購入費とかいろんな

面でやっぱり苦慮している世帯もおられるわけでございますから、そこら辺を先ほど言いましたように、これは国保ではこうなっているから、もう仕方ない、それは住民課長の答弁かもしれません、正式な。しかし、そこは子育ての一環としてそういう障害といいますか、この弱視等の子供さんがおられるということで、そこら辺は何とか、例えば一番初めに申したように、保険適用になった子供、その後、買い換え、1年未満でもし更新する必要がある場合もあるし、5歳以上の場合、2年間は保険適用できない。その間どうすることもできない。そこら辺もやっぱり町の制度としてきちっとすべきではないかと思います。

そして、もう一つは、2番目の質問で9歳以上、これは国保の適用外でありますけれども、これも9歳から中学校3年終了まではこういった弱視等の眼鏡購入、それと、アイパッチというのがあります。視力を回復するために、片方が悪い場合、目のいいほうをこのばんそうこうみたいに隠して、悪い方の目がよく見えるように、何かそういうふうに視力を回復する、そういうことも行えるそうですけれども、そういったアイパッチもこれは保険も適用されないということでございますので、そういうことを含めまして、一度4番の(2)について執行部の——わかりますかね、適用外の9歳から中学校3年生終了までに対する弱視等の購入助成制度の拡充と、これは別の課かもしれません。

そして最後に、町長にこういう弱視等のいろんな、ごく少人数でありますけれども、こういうお子さんがおられるということを把握していただいて、その実態というのを私はこの場でお伝えしましたけれども、町長、どういうふうにこれらの子供に対して、子育て支援という立場でこれ、やっぱりやっていただきたいなと思っております。まず、課長からどうぞ。

○議 長（高田修治君） 衛藤住民課長。

○住民課長（衛藤善生君） 秦議員のご質問であります。

国民健康保険の財政的なものは十分御存じかと思えます。この中で、保険適用外のものについて給付を行なうことについては、かなり厳しいものがあるかと思えます。この分で国保の財政というのは、国からも支援を受けておるわけでありますので、その分で適用外ということは余裕というわけではございませんけれども、その分があるということになれば、国からの分もまた厳しい状況になるということもご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議 長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） 今までの全体を総称しまして、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） お答えさせていただきます。

非常にいいご提案をいただいたというふうに考えております。今、担当のほうの課長が答えたところに、基本的には、町長としての答えは同じでございます。ただ、いいご提案ということを含めまして、いろいろ他市町等の事例等を研究して、今後の検討の課題として承りたいと、そういうふうに考えております。

○議 長（高田修治君） 9 番 秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） 町長の答弁、今後ともそういうことで、そういう子供がおられて、そういう子供のまた家族が少しでも軽減するように、そういった施策を講じていただきたいと思います。今年の3月議会でしたか、私が質問をして、不育症について、もう最終的には町長の決断だったと思うんですけども、これの助成を4月1日からやっていただいております。これもやはりそういうところから子供を産み育てる。やっぱり子育て支援のための大きなこれは施策であると思うし、そういう面では、町長が決断されたからまだよかったと思っております。まだ大分県下では、竹田が一番先にやって、由布市が今年から玖珠町と同じようにやっているそうです。まだ私が聞くところ、3カ所しかありません。ですから、例えば国の支援制度にのっとって、また県とか町の制度にのっとって、それ、外れる部分については、やはりこれは自治体がきちっと支援をしていかなくはならないと私は思っているんです。私は、それが自治体の大きな役目じゃないかと、そういうふうに思っております。今後ともその取り組みをよろしくお願いしたいと思います。

最後に、2番の3歳児健診での視力検査の充実についてであります。

①健診における視力検査の仕組みについて、今どういった3歳児健診のときに視力の検査、大分県はそういうふうに行われておりますけれども、どういう方法で行われているか、仕組みについて伺いたいと思います。

○議 長（高田修治君） 江藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（江藤幸徳君） 3歳児健診における視力検査の仕組みということでございます。

3歳児健診における視力検査につきましては、大分県母子保健マニュアルに従って実施をしております。具体的には、ランドルト環といまして、上下左右、どこか1カ所が切れている輪っかでございます。これを用いまして、子供さんの両目の状態、それから、それぞれ片目の状態で、2メートル50センチの距離におきまして視力0.1、0.5の検査をしております。

以上です。

○議 長（高田修治君） 9 番 秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） わかりました。そういう検査を行っているということであります。

それで、その3歳児健診のときに、それをもとに、これはちょっと眼科の精密検査を受けなくてはならないんじゃないかと、そういう判断が下されるその発行状況、診察券というのが発行されると思うんです、もうちょっと専門家に診せてくださいという。それはそこで、3歳児健診のときに何件ぐらいそういうお子さんがおられるのかということをちょっと伺いたいと思います。

○議 長（高田修治君） 江藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（江藤幸徳君） 過去の受診券の発行状況でございます。

平成22年、3年前でございますけれども、3歳児健診を受けた子供さん116人おまして、のうち3人、一昨年、23年度につきましては147人受けまして2人、それから、昨年143人受けましてゼロ人でございました。近年ではそういう状況でございます。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） わかりました。3歳児健診のときに、過去3年間そういう健診で発見できた人数がわかりました。

それで、例えばこの3歳児健診で、これは眼科に診てもらった必要があるのではないか、そこら辺を見逃すこともあると思うんですよね、これは。そこで全て掌握できるものですか。その3歳児健診で、目の異常がその健診の中でわかるんでしょうか。そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高田修治君） 江藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（江藤幸徳君） 子供さんが3歳でございます。おおむね検査をする時期は3歳6カ月ぐらいになっておるという状況ですけれども、先ほど申しましたランドルト環による目の検査、中には嫌がる子がおりますので、機嫌をとりながら、時間をとりながらということにもなります。また、当然、親御さんと一緒に受診をいたしますので、ふだんから子供さんの目の状況、ふだんの生活の状況をお聞きしながら、特に視力等について気になることがあれば、ペンライトで瞳孔の確認、眼球の動き、こういったものも確認をするようにしております。そういった中で、この子は専門医に診せたほうがいいだろうというようなことも検討していくというような状況でございます。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） いろんな専門家によると、検査結果、この診療時のときに、一部自己申告する場所があるんです、子供の様子とか。それは、非常にいろんな専門家が言われているのは、精度については発見精度が低い。これを疑問視する声もありますし、3歳児では発達に個人差があって正確な意思表示ができない、そういう疑問が残るそうであります。この専門医は、そういう関係から、自分がこれからの一生を過ごす視力については、視力を決定づける時期がこの幼児期、この3歳児健診で徹底的に検査を行う必要があるのではないかと、こういうふうに言われてもおります。

そのような観点からいたしまして、3番目の、最後の質問になるわけですが、3歳児健診の視力検査において、視能訓練士による高精度測定器の検査について考えを伺いたいということであります。ですから、3歳児健診というのは非常に重要であると専門家はこれにおっしゃられております。これは、私もどういうものかよく知らなかったんですけれども、調べてみますと、この測定器は光を当てて、目の屈折状況などを自動的に計測する機械であります。専門性の高い指導と客観的な分析を組み合わせることで、より一層の弱視の発見精度を高めることができるものであります。3歳児で見逃せば、その後の小学校の就学時の健診まで見過ごされ、視力回復が大変に難しくなってしまうおそれもあるということでございます。

そういうことで、最後の質問でありますけれども、弱視早期発見のために、ぜひとも視能訓練士による高精度測定器の検査をしていただきたい。こういう取り組みができないものかというのがこの質問でございます。

これは取り組んでいる自治体もあります。もう一番早くから取り組んだのは松江市です。松江市では、小児弱視等の早期発見の取り組みとして、3歳児の健診で視能訓練士によるこの測定器での検査

を、この制度が始まった次の年、4月から行っているということでございます。さきに述べましたけれども、日本眼科医会では、3歳で弱視等を発見できれば視力はかなり回復すると、早期発見の重要性を指摘しているということでございます。視能訓練士による検査につきましては、玖珠町には眼科医が1カ所ございますけれども、大体毎年赤ちゃんが140、20とか、昨年、私、よく数はわかっておりませんけれども、100人を切ったようなことを言われておりますけれども、そういう中で、玖珠町でこういった本格的な訓練士による測定検査が行えないものかということなんですけれども、そこら辺のことにに関して、その考えを伺いたいと思います。

○議長（高田修治君） 江藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（江藤幸徳君） ただいまのご質問でございます。

視能訓練士あるいは高精度測定器による視力検査ということでございますが、先ほども申し上げましたとおり、乳幼児の健診につきましては、大分県母子保健マニュアルに基づいて実施をしておるところでございます。市町村が実施する乳幼児の健診の役割というものは、第1次のスクリーニングということで、まず赤ちゃん、子供さんたちが健康であるか、順調に成長しているかどうか、それをまず確認したいということで、県下統一の流れで進めているところでございます。その中で、要精密、いわゆるさらなる詳しい検査が必要な乳幼児については専門医につなげていこうということで進めているところでございますので、先ほどのご質問については、現在のところ実施する予定は考えておりません。

町といたしましては、乳幼児に係る健康チェック、視力だけではございません、全てにわたって生後4カ月、7カ月、それから12カ月、1歳6カ月、2歳、そして3歳、さらには4歳半、切れ目なく子供さん方の健康状態、成長の過程をチェックしながら進めておるところでございます、今後ともその内容を、100%の受診ではないところもだんだんありますものですから、まず100%受診を目指しつつ、親御さんとよく子供のことも見ながら、検査が必要であれば専門医にという流れで進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 今言われましたけれども、乳幼児に対しては4カ月、7カ月、12カ月、1歳6カ月、2歳、3歳児の健診、その中できちっと子供の目の様子を見ながら行っていければ、現在の保健師による健診で十分だということでよろしいんですか。

○議長（高田修治君） 江藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（江藤幸徳君） 先ほどの繰り返しになりますけれども、あくまでも第1次のスクリーニングということで、詳しい検査が必要な方についてはそれぞれの専門医につなげていく。発達、発育、育児について心配事がある場合は、ただいま申し上げたとおり、定期的な検査、健診以外にも保健師が随時対応していくという体制でありますので、町が行う健診の中で専門的な部分につきましては、現在のところは考えていないというような状況でございます。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○ 9 番（秦 時雄君） わかりました。

それで、今後こういった3歳児健診での視力検査につきましては、これからやっぱりそういった視能訓練士を入れて本格的にしなければならないという自治体も私はふえてくるんじゃないかと思います。これからの玖珠町の課題として、これからまた考えていただきたいと思います。先ほど言ったように、専門家は3歳が大事だと言われております。そういうことからして、なお一層のこういった健診の、今回は目について質問をさせていただきましたけれども、その取り組みを積極的に行っていただきたいと思いますということで、これで一般質問を終わりたいと思います。

○議 長（高田修治君） 9番秦 時雄議員の質問を終わります。

ここで休憩に入ります。

午後1時から再開いたします。

午前11時09分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議 長（高田修治君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者は、10番松本義臣君。

○ 10 番（松本義臣君） 皆さんこんにちは。議席番号10番松本義臣です。

今年の春から夏にかけ、異常気象に見舞われ、全国各地で猛暑、竜巻、ゲリラ豪雨などで甚大な被害が全国で出ております。幸いにしまして、本町では現在までこれといった被害はない模様でありますけれども、秋の台風襲来が懸念されます。また、昨年7月の北部九州豪雨災害の災害復旧に対しまして、事務報告等を見させていただきますと、非常に行政への取り組みに対し、この場をおかりし感謝申し上げたいと思います。

さて、9月1日は防災の日であります。一昨年発生しました東日本大震災から2年半、復興はまだ道半ばであります。また、同1日は10万人もの犠牲者を出した関東大震災からちょうど90年目の節目でもあります。そういう中で、全国各地で防災訓練や防災意識の向上に向けての関連事業が実施され、災害対策を各自治体において総点検する必要があります。今回の私の質問は、本年第1回の3月議会で質問いたしました事柄につきまして、3点ほどその状況等について質問をいたしたいと思います。

まず、第1点目は、昨年の北部九州豪雨災害について、7月3日を思い出してみんですが、このときは本当に私の地区であります山下地区でありますけれども、雨が降り出して30分以内に大粒の雨に変わりました。その後、見る見るうちに河川が増水し、本当に山下川があっという間に大河と化したわけであります。その雨の中、私も、110戸地域があるわけでありますけれども、その中をトラックで巡回をし、老人の1人世帯、それから婦人の1人世帯、そういったところ、それからまた山崩れ、そういったところが心配される家庭、そういうところに足を運び、避難を呼びかけてまいりました。そして、1軒でありますけれども私が行き、第1の避難場所であります指定の避難場所に避難をさせ

た直後に後ろの裏山が崩れて土砂崩れがあったと。本当にあのときは、声をおかけしてよかったと、そういうふうに思っております。

その中で反省をしてみますと、防災計画を町のほうで決めておりますけれども、その中でダイジェスト版の13ページ、周知方法等を決められておりますけれども、やはり私もあの中で広報車の周知、これもやっぱりあの雨ではなかなか効果はなかった。また、防災無線につきましても、屋内においては聞いておっても、あの雨の中みんな外に出る、そういうことも余りなかった。やはり、現場に行って声をかける。それから後は消防団がすぐ出まして、63部が出て声かけし、避難等をしたわけでありましてけれども、そういった中で3月に質問をしました。1番の住民伝達の方法はどういった具体的なことになったか。それと、避難場所の再検討、そういったことをどういうふうになされたかをお聞きをいたしたいと思います。

○議長（高田修治君） 藤林環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤林民也君） 松本議員さんのご質問にお答えいたしたいと思います。

平成23年3月11日東日本大震災が発生し、東日本の各地で社会的基盤が被害を受けたほか、大津波に襲われた沿岸部の各地では、集落や市街地が丸ごと流失するという衝撃的な被害が発生いたしました。このようなことから、大分県においても地域防災計画を見直し、玖珠町においても大分県と連携しながら、昨年度5月に地域防災計画を見直してきたところでございます。そのような中、昨年7月九州北部豪雨が発生し、九州各地に甚大な被害を及ぼしましたが、玖珠町においても例外ではなく、古後地区を中心に町内の至るところで公共災害、農地災害が発生しており、現在、復旧・復興に取り組んでいるところでございます。

議員さんご質問の地震及び豪雨災害時等における住民伝達方法についてであります。玖珠町の災害時における住民伝達の重要な役割を占めているのが、防災行政無線でございます。防災行政無線については、平成9年、10年の2カ年で役場を親局とし、町内7カ所の中学校に屋外スピーカーの設置、また町内全戸へ戸別受信機を設置してまいりました。

また、昨年の九州北部豪雨において、若年層では仕事等で自宅にいなかったため、情報が伝わらなかった方々が多くいたため、本年6月より大分県防災ポータルサイトと連携して、携帯電話の緊急速報メール、エリアメールと言いますが、これを携帯3社、NTTドコモ、au、ソフトバンクと契約を行い、運用を開始しているところでございます。また、エリアメールの配信の開始については、町報7月号で町民の皆様に周知をしてまいったところでございます。

そのほか消防団、自治委員、民生委員による災害時要援護者対策会議を本年3月に、中学校区ごとに町内7カ所で開催し、災害時における広報活動や要援護者支援対策、情報共有等、連携を深めてまいったところでございます。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 10番松本義臣君。

○10番（松本義臣君） 今、周知方法についてはダイジェスト版ですか、これに詳しく載っておるわ

けでありますけれども、やはりこの文面どおり先ほどの携帯電話、そういったことで3社と連携をしての周知をするという、これ本当に早くていいことだけれども、やはり老人世帯とか、そのうち何人の人がそれを見るだろうかと。それを言ってしまえば終わりですけれども、やはり高齢者の方、そういう方は非常に自治区の中で対面で声をかけて、そしてやっぱりそういった勧告、そうやってするのが一番効果があると、そういうふうに思っております。

その中で、第1の指定避難箇所、ここには職員がすぐ出払うということでもありますけれども、やはり消防団の方も急なことでありますので、職員のそういった防災会議の中で、今後も即対面で、そういう地区内に入れるような体制というのは構築できないであろかなと、そういうことについてお尋ねをいたします。

○議長（高田修治君） 藤林環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤林民也君） 先ほどの議員さんの質問、避難場所の再検討状況についてということであります。

玖珠町の指定避難場所については、わらべの館、メルサンホールなど、町内12カ所を指定しております。昨年の九州北部豪雨の際に、土砂災害等により町指定の避難所に避難できなかった方が多くいました。そのようなことから、昨年11月に自治委員さんをお願いし、自治区内での一時避難所の指定を行っていただいたところでございます。また、町指定の避難所については、耐震構造や危険箇所、それから広さ等の制約もあり、町内12カ所の避難所の変更はいたしておりません。また、八幡中学校の体育館につきましては、増水時に水害の危険もあるということで、教育委員会と協議しながら、水害の場合は本校舎の多目的ルームに避難していただくこととするなど、対策を整えてきたところでございます。

以上です。

○議長（高田修治君） 10番松本義臣君。

○10番（松本義臣君） 2点目で、八幡中学校の避難の指定箇所、このことについて私もお聞きしようと思いましたが、改善ができておるということで、大変納得をするところであります。

2月16日の報道によりますと、この7月3日の豪雨に対して、やっぱり玖珠町は道路が寸断され、指定の避難場所までたどり着けない場合を考慮と。地域が独自に決めた一時避難箇所も、町があらかじめ把握するよう改めたと。そういった報道がなされて、私も安堵しておるわけでもありますけれども、やっぱり第一時避難箇所というのは、やっぱり私、設定は必要と思います。しかし、自治区によっては自治公民館が山の土砂崩れ、そういったところに近いところもあります。だから、そこに行ったがために被害に遭ったと、こういったことも心配されるわけであります。

そういうことで、今後は近くの自治区、2つ、3つが一緒になって、もしも私のところであれば、山下の中ノ原地区は本当にもう危ないところでもありますから、隣の小原の自治区とかそういったところに避難をし、それから指定場所に職員が来て、それから指定場所に案内するとか、そういったことをしていただければ、完全に住民は安心して災害に備えていけるんじゃないかなと、そういうふうに

思います。この件は、大変前向きな形の中で改善をされておりますので、次に行きたいと思います。

それから、2番目の中に、防災行政無線の件でありますけれども、先ほど平成9年、10年に特防事業でやられたと思うんですけれども、この無線が非常に効果は上げておると思います。しかしながら、先ほどありましたように、中学校区に1つしかありません。各地区に屋外拡声器の放送というのは全然聞こえないわけでありまして、そういった3月以降、必要なところとか、住民の要望とか、そういった形の中で調査をされたかどうか。それとまた、今後その調査についてどういったことを検討していこうかと。それについてお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（高田修治君） 藤林環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤林民也君） お答えいたします。

先ほど申しましたが、現在、町内には防災行政無線の屋外拡声器は、中学校7校に7カ所と役場庁舎、合計8カ所で屋外放送を行っております。玖珠町においては、特有の地形から、屋外拡声器の有効範囲が500メートルから700メートルの範囲でしか効果がないとされております。全地域を網羅するとなると、さらに24カ所程度の設置が必要となります。事業費等も調査いたしました、1基当たり500万円程度の費用がかかり、総額で1億を超える事業費となります。また、昨年度の九州北部豪雨において、県内の他市町村においても大雨により屋外スピーカーの放送が聞こえなかったなど、水害時の活用においては疑問を呈しているところでございます。

このようなことから、玖珠町においては現在設置している屋外拡声器及び全戸に配布しております戸別受信機とともに、本年6月から運用を開始いたしました携帯電話のエリアメールを最大限利用しながら、災害時における住民への情報伝達の手段といたしたいと考えております。また、エリアメールの運用開始についても、今後さらに町民に対し周知してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 10番松本義臣君。

○10番（松本義臣君） これ3月のときにも紹介をしたわけでありまして、東日本大震災の津波の件でありましたけれども、やはり60%の方が屋外の拡声器で知ったと。そういうことは事実的に報告をされております。そしてその後、今携帯電話、そういったところを利用するということでもありますけれども、これはやっぱり停電等があったときには、もう当然充電が終わればだめでありますけれども、あんまり成果がなかったと。

それからまた、地震後数日間、やっぱり東日本大震災の関係市で、情報はどういうふうに受けたかというような報告でありましたけれども、それはやっぱりラジオが一番ですね。それから、あとは屋外の拡声器、それから防災無線ですね。それから、あとは口コミ。こういったところが上位をパーセントでは占めております。携帯のメールとか、携帯のパソコンとか、そういったやつは余りそういうときには効果がなかったようにあります。しかし、今からはそういった最新のメディアを使ってするのは、これは当然のことですので、やっぱり住民にそういった方法の周知をしっかりと、携帯電話でどういうところを見ればすぐ出ますよと、そういったことを指導等していただければと、そうい

うふうに思います。

それで、屋外拡声器は事業費が500万ということで、私も24カ所もあるかとびっくりしたわけでありましてけれども、本来24カ所以上、私はあるんじゃないかなと思うわけでありましたが、事業費が500万と。500万は今の防災無線の、それはそれの本体があつて、それから増設をしたときに500万の事業費ですね。そういうことで、これは後からも聞きますけれども、平成9年、10年からの防災無線の実施で、防災無線もそういったので稼働しておるわけですが、耐用年数等も今から考えていかなければならないと思うわけです。防災無線に耐用年数あるかどうかわかりませんが、耐用年数がもしわかればそれ。

それと500万、1基かかるけれども、今後、防災ですから、やはり一番心配されるのは費用対効果とかいうのが、最近の言葉がいつも出てくるわけですが、そういうところも私も心配をするわけでありまして、そのために投資をして防災、災害を防ぐわけでありまして、そういったところに年次計画等でやっていく金があるかどうかお尋ねします。

○議長（高田修治君） 藤林環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤林民也君） 議員ご質問の先ほどの防災行政無線の耐用年数ということですが、防災行政無線の耐用年数ということで、玖珠町に設置してあります親局につきましては、法定の耐用年数が7年ということになっております。また、戸別受信機でいいますと、これについてはラジオ等と同種と考えますと5年ということになっております。役場設置の親局のシステムにつきましては、平成9年の導入から14年以上経過しているという状況にあります。こういうことから、昨年度、防災行政無線の安定運営を継続させるためということで、中枢部となる操作卓のほうを改修してまいったところでございます。また、戸別受信機についても、故障等で受信できない申し出があった受信機については、即座に新しいものと交換をしているところでございます。また、本年度におきましても、故障に伴います交換用の戸別受信機といたしまして120個ほど購入を予定をいたしております。

それから、屋外拡声器の今後の計画ということでありますが、先ほど申しましたように、当面は防災行政無線とエリアメールのほうで対処していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高田修治君） 10番松本義臣君。

○10番（松本義臣君） 1基が500万といいますと、やはりこれは金額的にも大きくなるのは当然であります。しかし、考えを先ほど私も申し上げましたように、やはり防災用で災害を防ぐ事業でありますので、予算を少しずつ繰り越しを、健全な収支も玖珠町はあっております。そういう中で、1つでも2つでも年次計画で、ぜひ実施を必要なところからやっていただきたいと、そういうふうに思います。これはそういうことで前向きに、課長も新しくかわったことでありますし、防災会議等で十分な協議をしていただきたいと、そういうふうに思います。

それから、2番目の消防詰所のことでちょっとその質問に入りたいと思います。

火災発生時に、昔は消防署の詰所に半鐘がありました。それからサイレンとかその辺があったわけでありすけれども、ここに先ほど私は屋外の拡声器を取りつけるのが一番いいかなと思っているわけなんですけれども、消防団員の方々からやはり近火、近火といいますともう自分の地区内に、そういったところに知らせるのに、防災無線で聞けばいいわというようなことになるかもわかりませんが、やはり私も近火のそういった有事がありました。しかし、やっぱりそれではわからなくて、外に飛び出てどこだろうかというようなことで見たわけでありすけれども、やはりそれでサイレンとか、屋外の拡声器でありすけれども、そういったやつを設置して、そして地区の中の住民にいち早く知らせる。

それから、今無線で各消防団員同士、ホースのつけかえ、そういった水の消火に当たっての順次無線でやっておるようでありすけれども、そういった無駄のない指揮指導も、こういった拡声器等があると順次うまくいくんじゃないかなと、そういうふうに思いますので、この屋外拡声器、詰所の2階に設置をする考えがあるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（高田修治君） 藤林環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤林民也君） お答えいたします。

現在、町内で火災が発生した場合は、玖珠消防署より防災行政無線を利用して全戸に放送をいたしております。また、周辺地域の火事の場合は、消防車等がサイレンを鳴らしながら現場に急行するため、周辺住民への注意喚起にもなっていると考えております。そのほか、延焼等被害が拡大するおそれがある場合には、防災行政無線を利用するとともに、消防団に配備しております積載車の放送機器を利用しながら、地域住民への情報提供を行ってまいりたいと考えております。このようなことから、現在のところ詰所におけるサイレンまた屋外拡声器等の設置は考えておりません。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 10番松本義臣君。

○10番（松本義臣君） 消防車につけてある放送機器でありすけれども、あれは余り聞こえません。屋内においてもまた聞こえませんし、これはまた住民の方に調査などしてもらって、本当にあれだけで周知ができるだろうかなと心配をします。それでまた、消防団員の方にもそういったことも調査をしていただき、今後、本当に投資した割にはなかなか成果が芽に出ないと言えそれでありすけれども、それはやっぱり住民に対するサービス、そういうふうに私は考えるわけでありすので、当然行政の方もそういうふうには考えておるとは思います。今日はそこまでは詰めませんが、来年の当初予算等に向けて極力調査、研究をして、一つでも二つでも事業実施に向けて安心・安全な暮らしを住民に与えていただきたいと、そういうふうに思います。

次に行きます。それから、3番目のPM2.5の微小粒子状物質の周知方法であります。

失礼しました。その前に、先ほど9月1日は防災の日ということで申し上げましたが、防災計画のダイジェスト版に防災訓練のことも書かれております。本町としても防災訓練をいろいろ実施しておると思っておりますけれども、もし主なのがあればお知らせ願いたいと思います。

○議長（高田修治君） 藤林環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤林民也君） 防災訓練についてのご質問でございますが、防災計画の中にもありますが、現在、各地域での防災訓練の状況ということですが、各地域のコミュニティーを含めた地域での防災訓練は、現在のところ実施に至っておりません。また、町内それぞれ介護施設、学校、それぞれ事業所等、避難訓練を行っているところもあると聞いておりますが、役場または消防署、それから各地域の消防団に要請があったところは役場のほうでも把握できますが、そのほかの避難訓練、防災訓練等については、役場では把握できておりません。

今年になってからの分で把握できている分につきましては、8月30日に特別養護老人ホーム玖珠園、ここで夜間の総合避難訓練のほうが行われております。すみません。これ、行われる予定でしたが、台風のために中止になっております。それと、把握している分で、9月10日、共生の里メルヘン、こちらで夜間総合避難訓練が行われております。それから9月17日に同じく共生の里メルヘン、これ森栄館のほうで夜間総合避難訓練を行う予定だという情報は役場のほうに入っております。

以上であります。

○議長（高田修治君） 10番松本義臣君。

○10番（松本義臣君） 防災訓練はそういった大きな地震それから風水害、そういったことに遭遇しないとなかなか腰が上がらない。これも事実であります。しかし、あくまで予防でありまして、一つ一つそういったことをやっぱり検討して、そして実施をしていく。先ほどの8月30日、9月10日、こういった共生の里のも防災無線で流れておりました。本当にいいことだなと。また、学校ではそれぞれそういった避難訓練とか、そういったのは学校教育の中でやっぱりやっておると思います。そういうことで、東日本大震災のほうはもう本当に子供のころからの教育充実をしていくと思いますけれども、やはり子供の小学校の段階からそういった避難訓練、これはやっぱり定期的に行うよう要望していきたいと思います。

それで、9月1日、たまたま私も新聞紙上で見たわけですが、シェイクアウトという、これはアメリカで生まれたそうであります。これは防災訓練で、要するに人を集めていろいろしても、大きい都市で400人、500人にはなりましようけれども、ほとんど四、五十人ぐらいの少人数で防災訓練というような格好になるわけでありすけれども、このシェイクアウトということは、ここにありますように、アメリカで2008年に防災関係者らが始めたということであります。

そして、ドロップ、カバー、ホールドオン、こういう3つの、これは横文字でありますけれども、これは3つの態勢ですけれども、一番学校でやられておるのは、地震が来る防災訓練で机の下にくぐるわけでありすけれども、そういったことを誰でもその場で、今日はここにおる場合、ここでもう、議場ではできませんけれども、その場でそういった防災訓練のことができる。そういったことでありますので、こういうのも今後全国に広まっているということでありすから、研究してやっていただきたいと思いますが、シェイクアウトということの防災訓練のことを課長知っておりますか。

○議長（高田修治君） 藤林環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤林民也君） 大変申しわけありません。承知いたしております。

○議 長（高田修治君） 10番松本義臣君。

○10番（松本義臣君） いろいろ今私が簡単に言いましたけれども、またこれは課長に私も提案を渡していきたいというように思います。

それでは、先ほどのPM2.5に戻りますけれども、これはちょうど私も2.5は3月に質問をしたわけでありまして、縁あって平成4年、5年に私も北京のほうに行く機会がありまして、1週間ばかりいました。そのころは、本当にもう北京市内は天安門前は本当にきれいな空気でありまして、この20年来であんなに急激に変わるのかなとびっくりするようなことです。そしてまた、2月にちょうどまた台湾に私も行く機会がありまして、そこでまたPM2.5をまた私も調査したわけでありまして、台北の付近はそうはなかったんですけれども、南に下れば下るほど中国の北京並みになります。それともう一つは、国内では熊本市ですね。熊本市は本当に台湾の台中市と本当にほとんど規模がこの3月には一緒でありました。

そういうことで、観測機等が熊本の市内のほうもやっぱり不足しておるということで、緊急にやっぱり増設をしようというような動きがあったようでありまして、3月の段階で私も質問をしたときに、大分県下ではやっぱり日田・玖珠が一体になっておるということを報告受けたわけでありまして、その後もやっぱり日田・玖珠が一体、そしてまた県下ではそういった観測機をふやすとかいうようなことは聞いていないかどうか。それが1点。

もう一つは、本題であります周知方法でありますけれども、なかなかデータ放送とか携帯の何とかとかというんですけれども、私もしてみましたけれどもわかりません。データ放送というのは、はっきりやっと今度わかったんですけれども、そういうことで、簡単にテレビの天気予報があるわけでありまして。それにお天気情報とか、おでかけ情報とか、波の高さ、風の方向と、ああいったやつが放送されるわけでありまして、これをやっぱりローカル版だけでもいいんですけれども、市町村でそういうことを言っても無理なことでありましようから、県のほうでそういった会議等がありましたら、ぜひ県のほうとやっぱり、天気予報の中にPM2.5の情報等が流れてきますと、やっぱりすぐわかります。だから、そういった働きをぜひやっていただきたいと思うんですが、そのあたりこの2点いかがでしょうか。お願いします。

○議 長（高田修治君） 藤林環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤林民也君） お答えいたします。

大分県においては、PM2.5に関する注意喚起、発令地域を4発令地域、5市2町としておりまして、大分県西部振興局を測定局として、日田玖珠管内、日田市、玖珠町、九重町が対象となっております。大分県の定める大分県PM2.5に関する注意喚起実施要領の規定によりますと、注意喚起の発令は午前5時、6時、7時のいずれかの1時間値が85マイクログラムパー立方メートルを超えるとき、また5時から19時の間の1時間値が70マイクログラムパー立方メートルを2時間連続して超えるとき、それぞれの発令地域によって、大分県が注意喚起の発令を行うこととなっております。注意喚起の情

報提供の方法としては、大分県は県民に対して県民安全・安心メール、県ホームページ、市町村や関係機関に対しては、情報提供を行うこととなっております。玖珠町においては、住民に対しまして防災行政無線で注意喚起を行うこととしております。

議員さん質問のテレビ放送の天気情報番組の中に取り入れるよう大分県等に要請できないかということについてでございますが、環境省の微小粒子状物質PM2.5に関する専門家会合の報告によりますと、将来的には大気汚染防止法に基づく緊急時の措置（注意報等であります）として位置づけることも視野に入れて取り組んでいくことが重要であるとされていますが、現在は都道府県等が注意喚起を行うことを推奨するという報告になっております。ただし、光化学オキシダントの場合のような法令に基づく措置ではないので、注意報や警報は発令されないとされております。

今後は国の動向を注視しながら、大分県に対してテレビ放送の大分放送版の天気情報番組の中に取り入れるよう要請できないか要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 10番松本義臣君。

○10番（松本義臣君） ぜひ県のほうに要請をしてください。そして環境情報、これを号外で私も見せていただきました。しかし、先ほど課長のほうからありましたように、防災無線による全戸放送、県民安全・安心メール、ホームページの掲載、こういったことになっておりますけれども、こういうのを見てもなかなか一般の人には、私もわかりません。ですから、そういう周知方法というのはやっぱり簡単な方法で、皆さんに行き渡るような方法を国を挙げてやっていただければいいかなと、そう思います。これはやっぱり2月、3月になりますと気管支の関係でどんどん病人が出てきます。そうなってくると、昼前の質問にもありましたように、国保会計とか社会保険関係はやっぱり圧迫するような格好になりますので、やはりそういった防止といいますか、抑制といいますか、そういうことにぜひ力を入れて研究をし、考えていただきたいと思います。

やはり費用対効果のことを考えれば、なかなか後回しになるかもしれませんけれども、そういうことじゃなくて、あくまでそういった災害、そういったことを防止する。そういった観点に立っていくならば、やはりこういうことにも目を向けて、予算をつけていただければいいんじゃないかなと、そういうふうに思います。

最後になりましたけれども、ちょっと変わりますけれども、課長も先ほど消防詰所のサイレンとか半鐘とかということを私が言いましたけれども、昔の人は消防信号って課長知っていますか。知らないでしょう。消防信号というのは、昭和の時代ぐらい前、私たちは知っているんですけども、近火信号とか、出動信号とか、応援信号、報知信号、鎮火、火災、延焼、黙祷は1分間ですけども、これによって近火の場合はかんかん連続して打つわけですけども、こういった消防では取り決めがあって、全部詰所にはこれでやっぱり周知をしておったですね。こういうそういった屋外の拡声器が設置できなければ、そういったサイレン等設置して、そして昔の消防信号を復活させて、そして周知をしていくと。こういったことも研究をしていただければありがたいなと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（高田修治君） 10番松本義臣議員の質問を終わります。

次の質問者は、15番繁田弘司君。

○15番（繁田弘司君） 15番繁田弘司です。中学校再編について、幾つかの切り口から質問をさせていただきます。

玖珠町における中学校の再編は、長い長い時間をかけ、ようやく28年度に統合という提案がなされました。この間の関係者の皆さんのご労苦に対し、改めて敬意をあらわしたく思います。教育委員会事務局の皆さんは、教育委員会で決定した事項について保護者説明会、地域説明会に出向き、参加者の意見をまとめた資料を作成、中学校統合特別委員会へ提示をしていただきました。丁寧な資料を参考に審議を始めたところでございます。

さて、過疎化や少子化による児童・生徒数の減少は、由々しき社会問題となっています。玖珠町の教育においても例外ではございません。玖珠町の児童数は、最盛期、昭和30年代2,000人の5分の1に減少し、中学校においては近い将来、玖珠町全体で400人を割ることも懸念されます。このような状況の中で、学校再編が課題となりました。本来、この種の問題に対処するためには、行政として観光振興や企業誘致、農業振興など、積極的な取り組みにより雇用の場を確保し、若者、子育て世代の定着を図り、少子化に歯どめをかけることが第一義であり、町民もそれを行政に期待しております。議会もさることながら、難しさはよくわかっています。朝倉町政を3年間見て、これといったそういった具体策が望めませんでした。

ひとり親家庭の子育てに頑張っているお母さん方と話す機会がよくあります。九重町に比べ、玖珠町は子育てに理解が少ないと言われます。どうしてですかと聞くと、子供を預ける保育の費用が玖珠町のほうが高くかかる。またある方は、私はパートに出ています。突然の残業や日曜出勤を言われたとき対処できないことが多く、何とかスムーズに子供を預けるような場所がないんでしょうかと。しかも自給650円。子供を預けて2,000円、3,000円とかかれば、パートに出ないほうがましです。それでも雇われている身になれば、自腹を切っても出勤要請に応えなければいけません。家賃の補助とか教育費、給食費への配慮ができませんかと多くの不満をぶつけられます。こういった取り組みをきちんとして初めて、少子化対策と言えるのではないのでしょうか。もっと知恵を出して、お互いに工夫をしようではございませんか。

さて、教育百年の計と申します。いつか町長が言いました。1年先を思うなら米を植えよ。10年先を思うなら木を植えよ。100年先を思うなら人を育てよという中国のことわざでございます。御存じのとおりです。まさに中学校再編は百年の計であろうと思います。教育は夢を育てることでもあります。希望を育む施設をつくりたいものです。九重町を引き合いに出して恐縮ですが、すばらしい緑陽中学の新校舎が完成しました。私も拝見しましたが、木の香りとぬくもり、さらには快適なトイレ、図書室や広い廊下、新築校舎のよさを実感しました。玖珠町の子供たちも新しい学校に多くの夢を描いています。先生方も保護者も期待を寄せています。ぜひ期待に応えていただきたいと思います。

資料には魅力ある学校づくりとして、コミュニティ・スクールもうたわれていました。素晴らしいことだと思います。玖珠町は文科省が推奨するコミュニティ・スクールを玖珠中学校に導入し、安達会長を中心とした運営協議会の全面的な支援と地域の協力で、大きな成果を上げています。玖珠町の学力が万年最下位から脱出し、飛躍的に伸びました。先生や保護者の意識改革に、コミュニティ・スクールが大きな役割を果たしたことに、大分県も文科省も注目しているとお聞きしました。先生が変われば学校が変わる。学校が変われば子供が変わる。子供が変われば家庭が変わる。家庭が変われば地域が変わる。これは、梶原前玖珠中校長の願いであったとお聞きしております。

私は今回の質問に当たり、文科省のホームページや法律、コミュニティ・スクールのページをめくり勉強させていただきました。教育行政の基本的なことについても、今まで余りにも自分の無知さかげんを恥じております。的を射ないような質問がございますかもしれませんが、ご容赦をお願いしたいというふうに思っております。

それでは、中学校統合に関連してお尋ねしたいと思います。

平成23年の玖珠町総合教育審議会の答申以降、内部協議、保護者や地域との説明会、意見交換会などに大変なご労苦には感謝をいたします。先日の中学校統合特別委員会での教育委員会の説明を聞くと、計画に具体性が乏しく夢を感じられない、また不明確な部分が多く、ご理解をお願いしますの繰り返しのように受けとめられました。保護者や地区説明会に参加された多くの町民も、そのような感想をお持ちです。そこで、私はこれから質問に入らせていただきます。

まず第1点、教育長へお尋ねします。教育委員会は平成25年2月に、平成28年7校を廃止し1校を新設する、森高校敷地が最適地、校舎は新築が望ましい、平成28年4月開校を目指すとして町長に申し出をしております。そのことについて間違いはないかどうかお尋ねいたします。

○議長（高田修治君） 秋吉教育長。

○教育長（秋吉徹成君） それでは、私のほうから今の質問についてお答えしたいと思います。

要は財産の取得に係る地方自治法、地教行法の関係について申し上げながら、私どもの中学校再編に対する基本的な考え方について申し述べさせていただきたいと思います。

財産の取得につきましては、普通地方公共団体の長、いわゆる首長の担当事務といたしまして、地方自治法第149条第6号に、財産を取得し管理し処分するとあります。この財産は自治法第237条に公有財産、物品、債権、基金の全てと規定されています。また、財産の取得とは、購入、交換、寄附の受納などを指すものであります。この財産の管理は、この規定では首長に権限があるわけですが、地教行法第23条第2号に、学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関することは教育委員会が管理をする規定になっております。

次に、公有財産に関する長の総合調整権といたしまして、自治法第238条の2第2項に規定がありまして、普通地方公共団体の委員会、つまり教育委員会は、公有財産を取得しようとするときは、あらかじめ首長に協議しなければならないとあります。次に、地教行法第23条第1号では、教育委員会所管の学校等協議会の設置、管理、廃止は教育委員会が……

○15番（繁田弘司君） すみません。お話し中大変申しわけありませんけれども、まずそのことは間違いないかということを第1点でお尋ねしていますので、そこは後で……

○教育長（秋吉徹成君） それは間違いありません。

○15番（繁田弘司君） 間違いありませんね。

○議長（高田修治君） 15番繁田弘司君。

○15番（繁田弘司君） 私、まだそういった地教行法とか教育基本法は勉強中ございまして、簡潔に答えていただければいいことでありまして、先ほど私が確認しましたのは28年、7校を廃止、1校を新設する、森高校跡地が最適地、校舎は新築が望ましいという、そのことには間違いがないということですね。そのことを町長に申し出していると。

それで、2点目です。教育委員会の方針は、現在も変わりはないか。そのことについてお尋ねします。

○議長（高田修治君） 秋吉教育長。

○教育長（秋吉徹成君） 今の質問にお答えします。

教育委員会のほうとしても、今まで町長に申し出たことに対しては、全く変わりはありません。

○議長（高田修治君） 15番繁田弘司君。

○15番（繁田弘司君） よくわかりました。

では、学校地、結局、森高校跡地が最適地というふうに判断をしております。校地について、当然、大分県教育委員会の教育財務課がその権限を持っていますので、そこと話を進めていると思いますが、現在どのような状況になっているかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（高田修治君） 穴本教育総務課長。

○教育総務課長（穴本芳雄君） 繁田議員の県教委とのことございすけれども、私ども本町中学校再編の状況につきましては、情報交換を数回、事務レベルではございすけれども行ってきておりまして、今回の保護者や地域説明会前には、県教委にこの説明会を開催しますというようなことを承知していただくようお知らせを申してきたところでございまして、これはあくまでも事務レベルでございす。

以上でございす。

○議長（高田修治君） 15番繁田弘司君。

○15番（繁田弘司君） じゃ、校地の取得については、県の教育委員会と事務レベルで話を進めているということよろしいですか。

○議長（高田修治君） 穴本教育総務課長。

○教育総務課長（穴本芳雄君） 玖珠町教育委員会として、森高校が最適地であるということございすので、そういう本町のほうの意向でございすということをお伝え、今の段階ではしておるという状況でございす。

○15番（繁田弘司君） 本町の意向というのはどこの本町の意向ですか。

○議長（高田修治君） 穴本教育総務課長。

○教育総務課長（穴本芳雄君） 玖珠町教育委員会として、説明会に回るために森高校が最適地であるというふうな考えを持っておるということをお伝えしておるところでございます。

○議長（高田修治君） 15番繁田弘司君。

○15番（繁田弘司君） のみ込みが悪くて大変申しわけありません。これ県立高校ですから、人様の土地ですよね。その人様ときちっと話をしないで、ここに自分たちの学校を建てるんだというふうに私は受けとめているわけです。だから、そういった失礼のないようなことをきちっと話をしていますかということをお尋ねしているんですけれども、向こうの責任者はどなたと、こういうふうな状況でというのをもう一回詳しくお願いします。

○議長（高田修治君） 穴本教育総務課長。

○教育総務課長（穴本芳雄君） 高校改革推進班、それから教育財務課の方々とお話でございまして、今、議員言われたように、県有地でございますので、私どももこれは県に承諾を得てしますよということではありませんで、今言われたようにこちらの思いだけということでございます。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 15番繁田弘司君。

○15番（繁田弘司君） こちらの思いだけで他人様の土地を、普通、常識的に考えたとき、穴本さんところの横に空き地がちょうどいいところがある。僕はもうそこに家を建てようと思って一生懸命やっていると。でも、穴本さんとはまだ話をしていません。じゃ穴本さん、その土地を幾らで売ってくれますかと言ったときに、穴本さんが200坪ですから、普通は相場が10万として2,000万です。でも、私はこれは大事な土地ですから2億円ですと言ったときに、これ今まで一生懸命積み重ねてきた部分が全部変わってくるわけですよね。

私は、まず森高跡地が最適地というふうに教育委員会がしたときに、教育財務課に行って、町の希望はこういうふうな希望を持っていますと。27年閉校になった時点で、玖珠町にお譲り願えませんか。あらかたうちが出せる予算はこれくらいですから、こういうふうな話ができますかということを確認した上で事を進めるのが、これが手順じゃないかと思いますが、私の考え方は間違っていますか。

○議長（高田修治君） 秋吉教育長。

○教育長（秋吉徹成君） そちら辺が非常に微妙なものでございまして、私どものほうは27年4月1日に新しい高校ができますので、そのあいた土地について新しい中学校を新設したいということで、まだもらえる、もらえないというふうなことになっていませんけれども、できればもらいたいということで、11カ所の保護者説明会、それから7カ所の地域説明会に出向くために、現森高校地が新しい中学校の校地として最適地であると、このようなことについてお話をしに行きましてよいということはお伺いは立てました。しかし、それ以上のことはまだ県有地ですので、それ以上は踏み込んでおりません。

〔「お伺いに行っていないかというのは、教育財務課と話したということですね」と呼ぶ者あり〕

○教育長（秋吉徹成君） はい。

○議 長（高田修治君） 15番繁田弘司君。

○15番（繁田弘司君） 私、昨日、県庁の教育財務課の財務課長に電話いたしました。こういうふうな話、状況になっていますけれども、県のほうにぜひご協力よろしく申し上げますと言ったら、財務課長が公式には一切そんな話は承っておりませんと。いやいや、そんなはずはないはずですよ。うちの町、もう森高跡地に28年に学校建てるんですから、そのくらいの話はきちっと筋を通してと思いますけれどもと言ったら、一切そういうふうな部分の話はございませんと。さっき私が穴本さんところに勝手に家建てるのと一緒に、これじゃやっぱり手順がおかしいと思いますが、その手順について町長どう思いますか。お尋ねします。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） あくまで望ましいということですね。手順は間違っていないと思います。望ましい。実際、具体的に決まってから交渉に入るとことで、私は家を建てる場合、あの地域が望ましいなといって自分でいろいろ計画立てます。人にもああいうところいいなと。でも、実際その人に交渉に入ります。でも、交渉に入ってだめだと言ったらだめなんです。だから、望ましいという手順で、今言っているのは全然間違いないと思っております。

○議 長（高田修治君） 15番繁田弘司君。

○15番（繁田弘司君） わかりました。じゃ、もしだめなときは、また別のところを考えるんですね。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） それは、我々今から交渉しに行って、県がだめだと。県はあの場所に、仮定の話ですけども、県立図書館を建てるとか、県立美術館を建てるとか、そういう話で譲ってくれなければ、これはもうほかのところを考えざるを得ないということで、我々はあくまで教育委員会から2月の下旬に、県立森高校の跡地が中学校の校地として望ましいということ、その意見を尊重して、今後、県のほうと関係部局に交渉に当たっていきたいと。その結果はまだわかりません。だから、今我々はあくまで望ましいところで、今後の行動をとっていききたいというふうに考えております。

○議 長（高田修治君） 15番繁田弘司君。

○15番（繁田弘司君） もう町長と私、個人的に手順の考え方が違います。私は、これは個人が個人の家を建てるのと違います。公式が公式に対して、その土地を将来うちの町として望ましいというのに、今日まで一切話もしていなくて、そういったことを進めることは、これはもう自治体としてまず手順が大きく間違っている。それを皆さんが今のようない方で正しいと言え、それはほかの人の意見に私も合わせてもいいですよ。でも、私はやっぱり人様のものを、ここに学校を建てたいというなら、まずやっぱり挨拶にきちっと行って話を伺った上で、事は進めるべきだというふうに思いますが、それ私の考え方、間違っているんですかね。

しかも、県がだめになったら、今度はほかを探すと。そうしかありませんよね。例えば、県立図書館をあそこに建てますからだめですとなったら。こういうことで、もうせっかく長いこと教育委員会

が頑張って結論を出した部分をまた白紙に戻したら、一体うちの町はいつ学校が建つのだろうか。不思議でございませぬがね、やり方に対して。それはまあ町長に用地の取得についてはお任せしましょう。

じゃ、1校の新設と7校の廃止はセットで提案されるべきだというふうに思いますが、どのように考えていますか。重要な施設の廃止は議会の3分の2の議決が必要です。その辺のことについてはご理解をしているんでしょうか。

○議長（高田修治君） 秋吉教育長。

○教育長（秋吉徹成君） 当然、私どもとしては7校を廃校、いろんな考え方がありますがけれども、休校ないし廃校にして、新しい学校ということで考えております。

〔「セットで考えるということですか」と呼ぶ者あり〕

○教育長（秋吉徹成君） はい。そのときは議会のほうに提案しますので、よろしくお願いします。

○議長（高田修治君） 15番繁田弘司君。

○15番（繁田弘司君） 教育長にもう一点お尋ねします。教育長の直接的な部下は課長や館長ですね。教育長の上司は町長ですよ。その点どういうふうに。

○議長（高田修治君） 秋吉教育長。

○教育長（秋吉徹成君） 今、教育委員会部局として考えるならば、私の直接の上司は教育委員長になります。

○議長（高田修治君） 15番繁田弘司君。

○15番（繁田弘司君） 私が間違っていました。てっきり町長が上司だというふうに思い違いしていましたが、教育長の上司は教育委員長ですね。教育委員会の皆さんですね。わかりました。ぜひ教育委員会の意見を尊重して、そのことに向かって進んでいきたいというふうに思います。

町長、お尋ねしますが、教育が政治的な支配を受けないために、教育委員会制度というのがございませぬ。町長はどのように教育委員会の制度を受けとめ、理解をしているかについてお尋ねをいたします。

○議長（高田修治君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 教育委員会、いわゆる教育の管理運営事項、これソフトの部分、ハードの部分で校舎の管理もそうかもしれませんが、そういうところについては、教育委員会のいわゆるマター、そしてその財産に伴う土地を取得とか、売買とかそういうものについては、あくまで町側のものじゃない、いわゆる財産に関するものです。だから、そういういわゆる教育のソフト部分といいますか、教育の方針とか教育行政とか、それについては教育委員会のマター、そういうふうに認識しております。

○議長（高田修治君） 15番繁田弘司君。

○15番（繁田弘司君） 教育基本法というのがございまして、国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。教育委員会は28年に新築

が望ましいというふうに言っていますが、町長はどういうふうに思っているかお尋ねをしたいと思います。

○議長（高田修治君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 新築が望ましいという、実際そういう意見書といえますか、教育委員会にいただきました。それについては、先ほど申し上げましたけれども、具体的に県のほうに、森高の跡地を中学校地として譲ってくださいと言っていないから、その後どういうふうにするか考えていきたいと。多分、県内の国東とか中学校が統合されたところ、当時の高校の跡地をもらっているのは事実なんです。だから、その可能性は強いと思いますけれども、まだ確定じゃない。それが決まったら、新築か今の校舎がどういう耐久性があるとか、どのくらいの機能を備えているとか、そういうのをやはり分析しながらそれを考えることで、今のこの段階でまだ考えるところじゃないというふうに思っております。

○議長（高田修治君） 15番繁田弘司君。

○15番（繁田弘司君） 町長の考え方はよくわかります。でも、教育委員会は新築が望ましいというふうに言っているわけです。教育委員会が新築が望ましいと言われたら、町長はそれに対してどうすれば新築をすることができるかという試算をする必要があるんです。町長の考え方が、私が仮に町長でも、言うなれば費用対効果は考えますよ。これリニューアルで済むなら、もしかしたらリニューアルが適切ではないかというふうには思います。でも、さっき言いましたように、中学校の建築には百年の計があるというぐらい多くの町民の思い入れも多いんですよ。小さい子がいない人は自分が学校に行くわけじゃないから、それは経費安く上がるんならリニューアルでいいじゃないかと。

しかし、その費用は全て文科省がきちっと面倒見てくれるわけです。あとは、確かにいろいろな部分でよりいいものをつくろうというときに、自治体の負担はふえますけれども、これはさっき言ったように百年の計であります。学校をどうか教育委員会の方針に従って、町長が新築をするように試算をして、教育委員会に答申を出してもらいたいというふうに思います。じゃなければ、教育委員会の考え方を町長が個人的に変えることはできません。教育委員会は新築が望ましいというふうに言っているわけですから。変える場合には教育委員会ときちっと話をして、なぜ例えばリニューアルでなければならないのかとか、そういったことを理由づけてきちっと説明した上で話をしないと、私はこう思っていますとかいうのは、教育基本法と地教法の中で町長にそういうふうな権限はないということだけは確認をしておかないと。それは、財政的な部分を含めていろいろやる分はいっぱいありますけれども、教育委員会の意見をまず大前提に尊重するというのを、これだけは教育長、教育委員の皆さんが上司ですから、そのところだけは肝に銘じていただきたいというふうに思っております。

次に、コミュニティ・スクールについてお尋ねをします。

すみません。整理はしたつもりですが、コミュニティ・スクールの担当は米田課長ですかね。今回、大分県でコミュニティ・スクールの全国大会があったそうですね。それで、玖珠中学校は全国の3カ所の1カ所に大変選ばれたありがたいコミュニティ・スクール校として発表させていただきま

した。文科省の役人の方がわざわざ玖珠中に足を運ぶなんて、これはもう恐らく考えられないようなことであると。それには大変なご労苦があったというふうに思います。そして、かくある大分県のコミュニティ・スクールの中で玖珠中が選ばれたことにも、私たちは大変うれしく思っております。今後も例えばコミュニティ・スクールの輪を広げるとか、例えば中学校が統合された場合にもコミュニティ・スクールは続けるかとかいった部分についてお尋ねをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（高田修治君） 米田学校教育課長。

○学校教育課長（米田伸一君） コミュニティ・スクールについてのご質問にお答えをいたします。

私ども教育委員会は、本年度の学校教育基本方針において、学校教育の重点の一つとして地域とともに子供を育む学校教育の推進というものを掲げております。その取り組みの中核の一つがコミュニティ・スクール、学校運営協議会設置校の導入であります。現状では、今ご紹介がありました玖珠中学校を初め、本年度中に町内小学校3校、八幡小学校、森中央小学校、塚脇小学校、中学校4校、玖珠中学校、八幡中学校、北山田中学校、森中学校をコミュニティ・スクールとして指定しております。指定を受けました学校では、定期的に学校運営協議会を開催しながら、具体的な活動を企画、運営しているところでございます。具体的な例を挙げますと、学校の環境整備あるいは学習支援、地域の行事への子供たちの参加等々、各学校の実態に応じまして、地域から学校へ、また学校から地域へと多様な活動が行われております。

また、学校運営協議会では、委員会の方々から学校運営方針の承認や学校評価等、学校経営について直接意見を伺う場が設定されておりまして、保護者、地域住民の声を反映した教育活動が少しずつ展開されてきております。教育委員会としましては、今後のことで今お尋ねがあったわけですが、コミュニティ・スクールの指定校の取り組みと成果と課題を共有する場を設けまして、さらなるコミュニティ・スクールの充実を図るとともに、行政としての支援のあり方をさらに探ってまいりたいと。それから、地域への広がりを推進するための仕組みづくりをしっかりとしていきたいというふうに考えております。

また、平成27年度までにはそういった経過を踏まえて、町内全校をコミュニティ・スクールに指定したいというふうに考えております。あわせて中学校統合後につきましても、コミュニティ・スクールの指定については継続してまいります予定でございます。具体的な組織等につきましては、現在コミュニティ・スクールに指定されている学校の組織や取り組み、さらには玖珠町の地域づくりの大きな特色の一つである地域コミュニティ組織との連携等を視点として、子供たちにとってはもちろんのこと、保護者や地域の方々にとっても魅力のある学校にするために、効果的な組織運営のあり方を検討し、必要に応じて規則の見直し等に着手してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 15番繁田弘司君。

○15番（繁田弘司君） ありがとうございます。魅力ある学校づくり、コミュニティ・スクールを

上げている理由がよくわかりました。現在の森高校ですが、あれ継ぎ足し継ぎ足しでいろいろつくっている部分があるんですよね。ですから、管理棟や普通教室、特別教室の配置など、中学の先生から見たときに、管理や指導にたくさんの問題点を残していると。ぜひとも夢のある新築をお願いしたいというふうに言われております。よく費用対効果が言われますが、教育に投資を惜しんではならないというふうに思っております。もともと確かに自治体負担金も必要ですが、これは特に統合校については、文部科学省から手厚い保護があります。

先般、今度学校をつくる担当の施設課長の方が玖珠中学校に来て、うちの町は学校を統合して、今度はコミュニティ・スクールを中心に頑張ろうと思っているというふうな話をしたときに、ぜひいい学校をつくってくださいと。夢のあるような学校をつくってくださいと。文科省としても全面的にご協力しますとまで言ってくれていますから、町長、もう大船に乗った気持ちで、財政部分は心配しないでもいいと思いますよ。

以前、ニュースキャスターの筑紫哲也さんがこう言っていました。教育にはお金をかけなければいい教育ができない。施設的环境や人件費、きちんとお金をかければ学力は必ず向上し、未来を託すことのできる生徒・児童が育ってくる。私もあの言葉を聞いたときに、本当だなと思いました。ただ、やみくもに金をかけるというんじゃないんですよ。きちっとお金をかけて、きちっといい環境をつくって、そこで未来をしょって立つ子供たちをぜひとも皆さんと一緒に育てていきたいという気持ちは、多くの議員の皆さんも執行部の皆さんも一緒だと思いますから、力を合わせてぜひ新しい学校をみんなでつくろうではありませんか。

中学校につきましては、これで1回質問を終わらせていただいて、次に、私、資料を忘れてきまして、大変申しわけございませんが、クルーズトレイン、ななつ星の豊後森駅停車に伴う受け入れ態勢と、駅前広場の改修についてお尋ねをいたします。

10月18日、クルーズトレインななつ星の停車に合わせて、豊後森駅の改修が順調に進んでいます。間もなく改修も終わります。私は、ななつ星の停車に合わせて駅前広場の改修をしたらどうかと思いますと担当課長や皆さんにお願いをしたところ、なかなか10月18日には間に合いませんというふうに言われました。せっかく町長がつけてくれた予算をこの際使わな、次に新しい列車が入ってくるのはもう2年後ですよ。ぜひ、まだ間に合うんじゃないかなと、今でも私思っています。どうすれば間に合うか、間に合わせられるか。それについて、担当課長にお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（高田修治君） 村木商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（村木賢二君） お答えします。

議員ご質問のクルーズトレインについてですが、10月より運行予定になっておりますななつ星 in 九州の運行ですが、さきの8月22日、具体的内容等については議会の全員協議会においてご説明させていただいたところですが、その後、豊後森駅停車に伴う受け入れ態勢とその後の情報等についてご回答させていただきます。

クルーズトレイン3泊4日の第1号、これは議員おっしゃられますように、博多を15日火曜日に出

発して、豊後森に18日金曜日の15時16分着のようであります。15時20分、約4分間ほど停車して出発するようではありますが、当日10月18日の朝、阿蘇駅からやまなみを経由して、黒川温泉を経由する観光バスについては、豊後森駅に15時前後には到着するものと思われております。以後、3月まで約23回、毎週金曜日に同じような形態で来ます。1泊2日のコースについては、日曜日に豊後森駅をとまらずに素通りという形になっております。

それから、議員ご指摘の駅舎の関係なんですが、ただいま駅舎についてはJ R九州が実施しておりますが、あれはJ R九州だけではなくて、中にある観光案内板、構内の観光、鳥居の部分だったりと、駅を出て左にバス停がございますが、バスのほうに向かう通路の屋根等は町の所有でありまして、現在J R九州と一緒に、その部分については工事、もう実施しているところであります。それと、先ほど議員いわれました駅前広場の改修ですが、J R九州は森の中にある豊後森駅をコンセプトで、現在、屋根の外壁等については、土や大地を連想させる茶色、ちょっと濃い目の、今もう現在見られますので、だんだんでき上がっているんですが、茶色に塗りかえて、自然と調和した駅舎を目指して改修を進めていただいております。

町としてもJ R九州の改修と一緒にできることは現在のところ実施しているところですが、駅前広場における植樹の着手につきましては、町としては早急に取り組みたいと担当者と話をしていたんですが、これまでJ R九州との協議を実施してきた結果、駅舎のデザイナーである工業デザイナー水戸岡鋭治さんのイメージと合致させるために、駅舎リニューアル後に双方の協議を詰めて、よりよいものをつくりましょうと。そういうことで、一応、植樹については平成26年3月までの完成を目指しましょうということ、J R九州担当とは現在のところ調整しているところでございます。

以上です。

○議長（高田修治君） 15番繁田弘司君。

○15番（繁田弘司君） おっしゃることはよくわかりました。ただ、一番初めに列車が入ってくるときに、駅前がきれいに整備されてお迎えをしたいという気持ち、非常に個人的に私強かったです。ですから、間に合うものならせつかくきれいになって、私来るとき見ましたけれども、あのところに森の字が1個ぽんとあるだけで、随分駅のイメージが変わってきました。J Rより先に私のほうが、豊後森駅の森というのは木が3本ですから、これは駅前に木を植えればいいんじゃないかなというふうに思って、担当課長にまだそういうふうな以前に話をしたことがあります。

すばらしいまず森駅ができて、それから駅前商店街が少し工夫して活性化して、機関庫、そして新しい中学校の新築となると、これはもう一大文化ゾーンに大きく生まれ変わる要素もありますから、そういうふうな部分を含めて、まちづくり、商工観光と一緒に、それはまた知恵を出していただきたいというふうに思います。

次に、運動公園の利活用についてでございます。お尋ねしたいと思います。

○議長（高田修治君） 湯浅社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（湯浅詩朗君） それでは、繁田議員の質問にお答え

をいたしたいというふうに思います。

玖珠町の総合運動公園は、平成24年度に陸上競技場、テニスコート、多目的グラウンドの供用を開始し、既に町内外から多くの利用者が来場して、競技大会や交流会、合宿などに利用をされております。しかし、町内での宿泊利用は少なく、その多くは日帰りもしくは町外宿泊で、週末利用が大半ということであります。平成26年度には野球場も供用開始となり、利用者がさらに増加すると考えております。ただ、町内の競技用施設は町民の健康増進、体力及び技術、競技力向上を第一の目的として整備されておりますので、町民の利用に重点を置いた取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（高田修治君） 15番繁田弘司君。

○15番（繁田弘司君） 町なかにある大変恵まれた運動公園だと思います。遠方から多くの団体の皆さんが土日には合宿に来て、対抗試合をしているというふうにお聞きしております。玖珠町には幾つかの宿泊ホテルがあります。それに伐株、三日月、カウベル、そういうふうなところで、一体どのくらいの人数を受け入れることができるのかというのを積算して、高校や大学、クラブチームへ合宿所の案内をしたらどうかと。交流人口もふえるし、若干の経済効果もありますから、そういったことについて、ぜひ考えていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょう。

○議長（高田修治君） 湯浅社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（湯浅詩朗君） 議員のおっしゃられることにつきましては、スポーツツーリズムという考え方というふうに考えております。これは、大分県のほうで以前、合併をした市町村等で遊休する施設を活用して、そういう合宿や大会を受け入れようということで、これは私が商工観光振興のときに県のほうがスタートしました。これは、商工観光振興室長と少しお話をしたんですが、県のほうがこれを進めることがちょっと困難であるということで、その推進についてはとりやめをしたというふうに聞いております。

また、町外の方に利用してもらい、玖珠町のよさをアピールするとともに、宿泊、飲食購買といったこういうスポーツツーリズムの効果が発揮できれば、地域振興には寄与ができるというふうに考えます。しかも、県内外の大学や社会人のチームとなれば技術的なものがすばらしく、それを見聞することは町内の選手、指導者については大きな経験になろうかというふうに思っております。

先ほど言いましたように、県としてはそういう推進に少し変化がありましたので、今後は商工観光振興課をはじめ、各関係課と連携して、運動公園を活用したそういう誘致等が可能であるかということとは、検討してまいりたいというふうに思います。運動公園等が1年を経過すると、大体の利用状況等も把握できてきますので、その辺を加味していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高田修治君） 15番繁田弘司君。

○15番（繁田弘司君） ぜひスポーツツーリズムですか、そういうふうな部分も活用して、経済効果が出るように頑張っていたきたいと思います。

いろいろな本が出ています。食育基本法が平成17年6月10日に成立して、同年7月15日に施行されました。子供たちが豊かな人間社会に生きる力を身につけていくためには、何よりも食が重要であると。食育は生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるべきものと位置づけるというふうにしております。これはもう少し私しっかり勉強しないと、なぜ食育なのかというのを皆さんに質問することができません。

長くありますけれども、食育というのももう一回みんなと一緒に考えたほうがいいんじゃないかなと。繁田さん、あんたよくすぐキレると言いますが、キレるはやっぱ食育に大きな問題があって、特に缶コーヒー、これはもう一番悪いそうです、中川さん、気をつけてください。だから、私もきちっとした正しい食事生活をしながら、じっくり皆さんと一緒にまちづくりについて考えるようにこれから努力しますから、町長もぜひ食育についてお考えをいただいてやっていただきたいと思っています。

幸い、ＪＲの列車デザイナーで注目を浴びている水戸岡鋭治さんと玖珠町は、町のデザインに関して２年間の契約を結ぶことができると町長からお話をお聞きしました。水戸岡さんに町の思いを託し、次世代の子供たちへすばらしい学校をつくっていただくではありませんかということを締め言葉にさせていただきまして、あとは町長が一日も早く県庁に行って、途中の段階ですが、ぜひ森高跡地を玖珠町にお譲りくださいということをお願いしたいというふうに思います。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（高田修治君） 15番繁田弘司議員の質問を終わります。

ここでトイレ休憩、40分まで休憩いたします。

午後2時27分 休憩

△

午後2時40分 再開

○議長（高田修治君） 再開します。

次の質問者は、4番廣澤俊幸君。

○4番（廣澤俊幸君） 4番廣澤俊幸です。長時間お疲れさまでございます。

今年も自然災害の怖さをまざまざと見せつけられましたが、7月から始まった集中豪雨で、山口、島根を初め、秋田、岩手や各地で被害をこうむった地域の方々、また、竜巻による被害をこうむった越谷、矢板の方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

一方、8月に行われました高校総体ホッケー大会の運営に当たりましては、炎天下の中、関係職員のご尽力により大過なく終了できましたことに、敬意と感謝を申し上げる次第でございます。猛暑の中、大変ご苦労さまでございました。

さて、本日の一般質問ですけれども、議員の役割でございます政策の立案、それから行政に対する監視機能、それに加えて町民から寄せられた声をもとに、提案と提言と苦言を織りまぜて質問をしますが、耳ざわりな点とか言い過ぎもあろうかと思えます。あらかじめお断りしておきます。

さて、私はサラリーマンの時代、ものづくりの会社にて、常に企業間競争にさらされ、人事という職務上、技術者や現場の技能者と接する機会が多く、そこではイノベーションとかイマジネーションという言葉や、生産性向上の尺度となる効率、能率という改善改革に挑戦する言葉が頻繁に使われ、緊張感と活力ある職場風土を醸し出していたことが思い出されます。ところが、玖珠に帰って4年になりますけれども、生産性向上とか改革といった言葉を余り耳にすることはなく、世界中のあらゆる分野で技術革新やグローバル化が進展している中、このままでは玖珠町は取り残されてしまう気がしてなりません。Iターンをして戻ってきたある方が、ブログで玖珠町の現状をこう書いております。

「改革を拒むご都合主義で、よほどの根性がなければ、玖珠町も少子高齢化により過疎化し衰退する僻地の一つにならざるを得まいと。それを見越して大胆なチャレンジをしている声は、決まって玖珠町以外から聞こえてくる」と、こういうことをブログに書かれております。玖珠町以外で生活していた人だからこそ感じることだと思うんです。

自民党政権に戻ってから、安倍総理はデフレからの脱却、10年後には国民1人当たりの所得を150万円アップするという明確な目標を掲げ、目標達成の手段として3本の矢といわれる金融、経済、財政再建と矢継ぎ早に示され、何よりもスピードがあります。我が玖珠町の第5次総合計画に目を通すと、基本理念とか将来像など、いろいろと美しい言葉が並べられております。しかし、こうした理念や将来像は、玖珠町の経済発展なくして実現ができないと考えます。

議員になって2年半、行政を見てきた率直な感想ですけれども、何か物足りない。民間企業でいいますと大企業病、これに似ているような感じがしております。大企業病とは、挑戦をしない、言われたことしかやらない。結果として、競争に負けることで、電機業界が海外メーカーに市場を奪われ、今なお低迷しているのがよい例です。行政の仕事は、法律に基づく業務が8割、9割を占めるとはいえ、発想が従来の延長線上で、革新性に乏しく、緊張感やスピードに欠けた感じがします。こうした風土は一朝一夕にしてできるものではなく、朝倉町長以前からの長い歴史の中で、知らず知らずのうちに君臣危うきに近寄らずの雰囲気蔓延し、挑戦しない文化ができ上がったものではないでしょうか。このままでは、玖珠町の経済を再生できるか、甚だ疑問に感じております。

お叱りを受けるかもしれませんが、あえて、あえて言わせてもらえば、童話の里、童話の里と叫び、5月になって童話祭をやればまちづくりができるがごとき風潮、錯覚に陥ってはいないでしょうか。玖珠町のまちづくりにいろいろとアドバイスをいただいているある方からの苦言です。童話祭をほかの市町村でもPRしようと、3月に道の駅にパンフレットをもらいに行ったらないと言われ、いつできるかと言ったら、わかりませんと言われました。4月20日ごろに役場の受付に行って、パンフレットをくださいと言ったら、まだできていませんと。ゲラはこういうのがありますと見せられたということなんです。童話祭直前にしかパンフレットができないのは、いかにもお粗末、緊張感がないと。5月5日とわかっている行事であり、3カ月前には印刷ができ上がり、PRできるようにすべきとお叱りを受けました。

今、行政に求められることは、緊張感とスピードなどいろいろありますけれども、私は最も重要なことは一言で言えば、発想の転換、すなわち時代に適応した改革ではないでしょうか。時代の適応と申しましたが、私が申し上げるまでもなく、我々を取り巻く環境は、アナログの時代からデジタルの時代に変貌し、携帯端末に見られるように技術革新は物すごいスピードで進化し、日本のみならず、後進国でもデジタル化が進展しています。こうした社会環境の中で、玖珠町のまちづくりは、観光の町を目指すのか、農林業の町を目指すのか、久留島文学を中心とした児童文化の町を目指すのか、はたまたほかのターゲットを持ったまちづくりを目指すのか、核となる明確な方向性がないため、町民全体としてのコンセンサスも一体感ありません。

したがって、この機に当たり、玖珠町はどこに向かって、どんな町を目指すのか。核とする明確なミッションというか目標を持って、持続可能な町の基盤づくりに取り組む時期にあると考えます。目標の共有化の重要性については、先般のオリンピックで証明済みでございます。内閣を初め、東京都、体育協会、アスリート、国民全ての者が一致協力して、東京にオリンピックを招致するという目標のもとに努めたから実現できたんだと思う。そういういい例があります。それを見るにつけても、やはり核となるものを明確に示して、町民全体が同じ目標に向かって取り組まなければ玖珠町は沈没してしまうんじゃないでしょうか。今日まで玖珠町は40年以上にわたり童話の里をキャッチフレーズに、久留島精神の普及や町並み整備事業に取り組んできました。

そこで、最初の質問ですが、これまで童話の里をキャッチフレーズにしたまちづくりに、幾らお金

を投入し、どれだけ玖珠町の経済発展につながったかという点と、今後も童話の里をキャッチフレーズとしてまちづくりを続けていくのか、この2点について、まず伺いをいたします。

○議長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） ご質問の内容が大変大きいというふうに思います。

まず、これまでどのぐらいの金額を投資したのかということでございますけれども、まちづくりということについて、これまでは毎年数十億円の事業を行ってきておるわけでございますけれども、例えば総務費の中ですとか、あるいは農林水産業費、土木費、さらには広域振興費、そういったところまでのどの部分までをまちづくりとして捉えるかという整理も、今の段階でちょっとできておりませんので、具体的にここでどのぐらいの数字ということをお願いすることはできません。

それから、これまで玖珠町が行ってまいりましたいろんな施策、それによる経済の発展の効果といえますか、それにつきましても、これまで具体的に数字としてお答えできるものは、今の段階で持ち合わせておりません。

3点目で、今後とも童話の里づくりということで、まちづくりをやっていくのかということでございますけれども、これにつきましては、第5次総合基本計画の基本理念に挙げておりますし、やはりこの柱は今後も守っていききたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 4番廣澤俊幸君。

○4番（廣澤俊幸君） やはり投資だと思うんですね。投資については、どれだけ効果が出たか、きちっと把握をして、そして経済を成長させなきゃいけないんだと思うんです。この辺は、やはり僕は緊張感がないんだと思うんです。出しっ放し、もらいっ放し、これで町がよくなるはずありません。必ず、こういう投資については、どういう効果をもたらしたか、そして、経済発展、玖珠の発展にどうつながったかということ把握してもらいたい、そういうことをお願いしておきたいと思うのです。

それから、童話の里をと言いますけれども、一般的に余り理解されていないんですね。一体、行政として、童話の里の町はどういうイメージをしているのか。そして、そのことをもって持続可能な町の基盤がつかれるのかどうか、これについて伺いをいたします。

○議長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） 童話の里の理念でございますけれども、こちらにつきましては、これまで昭和40年代以降、理念として掲げて、いろんな場面で町民の皆様にもこの言葉を使って説明はいたしてきております。それが、具体的にどこに行けば、それが体験できますかと、そういう質問をされた場合に、なかなかあそこに行けばできるとか、これまではお答えできなかったということから、この点につきましても、私どもとすれば、これまでと違った何か核になる施設について、さらに整備を進めていく必要があると、そういうふうには思っております。

童話の里のイメージでございますけれども、これにつきましては、これまで何度かお答えをしておりますが、やはり久留島武彦翁の精神を生かすまちづくり。これを具体的にさらに進めると、やは

り子供を中心にしたまちづくりということになっていくだろうと思います。子供は将来的に地域の宝であり日本の宝であると、その子供たちに夢を持って成長してもらうように、玖珠町としても取り組んでまいりたいと、そういうイメージでございます。

これが具体的に経済的な基盤に結びつくのかということでございますけれども、童話の里のイメージにつきましては、そのことは直接経済的な産業の幾らかを担えるようなことには直結はしないかもしれませんが、経済的といいますよりも精神的に豊かな子供たちをつくっていき、それが地域の発展につながっていけばということで捉えております。

以上でございます。

○議 長（高田修治君） 4 番廣澤俊幸君。

○4 番（廣澤俊幸君） そうしますと、童話の里を今後とも継続をしていくという理解でよろしゅうございますね。そのことによって、経済成長をもたらせられるのか、玖珠町の経済の基盤ができるのかどうなのか、大変疑問に私は思っているんですよ。

童話の里は、久留島武彦翁を抜きにして語れませんけれども、私は玖珠町の宝である児童童話を現代風的手段で世間に普及させるために、童話とアニメの融合を柱としたまちづくりに取り組んだらどうかという提案でございます。

単なる童話の里、童話の里と叫ぶんじゃなくて、それにプラスアルファ、アニメという付加価値をつけて、そして、まちづくりに取り組むということが大事ではないだろうか。なぜそう申しますかと言いますと、森のある方が、本来これは行政がやるべき問題だと私は思っているんですが、栖鳳楼を初め、玖珠町の観光スポットを動画化しているんです。そして、放映しています。1 カ月で250件のアクセスがあったという話を聞いております。こういうのを見ますと、やっぱり単なる童話の里、童話の里と言うだけでなく、そこに付加価値をつけた発想が必要だろうというふうに考えているわけでございます。

児童童話というのは玖珠町の宝であり、持てる強みです。すなわち強みですね。これを生かすことは、企業の経営戦略では基本中の基本であって、まちづくりも例外ではありません。アニメという、わかりやすく言いますと、昔はやった紙芝居、これを動画化したものなんです。児童童話という宝はアニメの素材になると考えるわけです。

もともと私は、玖珠町は森林とか水、空気など環境的に見て、学業と研究に適した環境にあるというふうに考えておりましたので、それから、教員のOBがたくさんいる。そういうことから、ミニ筑波学園都市を標榜した学校と研究所を中心とした文化の町をつくったらどうかと考えておりました。ところが、少子化による人口の減少、それから国の財政状況などを取り巻く環境から考えると、極めて困難であるということから、アニメという特殊な専門学校の誘致によるまちづくりに考えを改めたわけです。

私が、アニメ化をターゲットにしたほかの理由ですけれども、一つには世界中が I C T、インターネット・コミュニケーション・テクノロジーの時代にあります。そして、よしあしは別にして、活字

離れの状況が現在ございます。今や幼児の時代から動画になれ親しんでいるというのが1つ。それから2つには、動画は国内外を問わず発信がしやすいんですね。そして、より多くの人の目にとまる。それから3つ目は、視覚と聴覚の複合体なので、よりインパクトがあり、玖珠町をPRする絶好の手段であると考えからです。

さて、ここからが私の提案です。町営でアニメ専門学校を設立するには膨大な費用がかかります。玖珠町に学校法人のアニメ専門学校を誘致しようというのが私の提案なんです。理由は先ほど申し上げたとおりでございます。アニメの専門学校を活用し、久留島翁の児童文学を全国に、そして、世界に普及させるとともに、学校ができれば雇用の受け皿となり人口の増加につながり、持続可能な経済の基盤になり得ると考えるからです。これは、私の雑駁な調査ですが、九州では福岡に学校法人のアニメの学校が4つあります。九州にはそれしかないようでございます。APUにもアニメの学校はございません。大分県に1つぐらいあってもいいんじゃないでしょうか。少子化の中にあって、大学とか短大は定員割れとか赤字経営の学校がふえている。しかし、アニメという情報技術を活用した専門学校は、今後さらに増加が想定される東南アジアからの留学生も受け入れやすいと考えているのです。留学生が来れば、家族や友知人も観光で玖珠町を訪れる可能性も広がります。そして、アニメは文学や漫画などの創作に始まって、声優から写真、デザイン、衣装など裾野も広く、誘致できれば人口も増加し、玖珠町の経済の再生につながると考えます。

ここでまたお伺いしますが、アニメ専門学校の将来について、科学的にデータに基づいて私は分析したわけではございませんけれども、アニメ専門学校の学校法人を誘致することについて、執行部の見解をお伺いいたします。

○議長（高田修治君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） お答えさせていただきます。

そういう提案、初めていただきましたので、それについて、すぐここでどうする、どうするという事をお答えできません。そして、ここに先ほど、廣澤議員がおっしゃられたアニメの学校を設立するのに、どのくらいのエネルギーが要る、コストが要る、そして、費用対効果がどのぐらいあるとか、そういうのを研究しないとわからないですし、この場でいいご提案を受けたということで、いろいろ調査してみたい。だから、すぐここですとかしないとかいうようなお答えは控えさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（高田修治君） 4番廣澤俊幸君。

○4番（廣澤俊幸君） はい、わかりました。

ついでに、企業誘致の関係で少し申し上げておきたんですが、ここに鹿児島県の出水市長が新聞に投稿した記事がございます。ご承知のように、出水市はかつてNECの半導体工場の城下町といわれた町です。しかし、工場が閉鎖により経済打撃を受けたわけですが、工場閉鎖というのは出水市だけにとどまらず、リーマンショック後、東芝の北九州工場の閉鎖、今年6月には、日出町のテキサス・インスツルメンツの操業停止、熊本のルネッサンスエレクトロニクス of 工場の閉鎖、鹿児島県薩

摩川内市の富士通グループや日置市のパナソニック工場の閉鎖、今年度末には、佐賀市にあるリコーの子会社の操業停止など、企業の撤退を踏まえ、この市長はこう申しています。「まちづくりや雇用の場の創出に、企業誘致頼みでは限界がある」とこう申しております。なぜならば、出水市はNECが撤退した後、市役所に企業対策室を設けて157社に当たったんだそうです。それから、鹿児島県の東京事務所、ここに依頼をして860社の会社に訪問をしてもらった。しかし、成果は全くなかったということです。

玖珠町の工業団地も、今のところ進出希望はないと聞いています。企業誘致が困難であれば、ほかに誘致のターゲットはないか。職員はもちろん、広報を通して町民の紹介、協力要請を投げかけるなど、町の姿勢ではなくて、主体的、積極的に発想を膨らませて、情報収集や誘致に努めてほしいと私は考えるんです。ソフトバンクもどちらかと私に言わせれば、大いに結構なことですけれども、どちらかという町ですね。町、募集があつたのに応募したという。そうじゃなくて、みずから主体的に積極的に企業誘致や情報収集を呼びかけることが行政に求められているんだろうと私は思います。中学校統合により空き校舎の活用もできます。念願の光ファイバーによる情報通信網も整備されます。これに呼応して、アニメの専門学校誘致のため、プロジェクトを発足させて誘致活動に取り組み、閉塞状態にある玖珠町経済の打開策と、持続可能な経済基盤の一つにしていきたいと思います。そして、童話の里にアニメを加えた玖珠町の目指す方向として、童話とアニメの町玖珠と、明確なミッションを持ってまちづくりに取り組んだらどうかというのが私の提案でございます。

町長も3年目になって、内部のことは大体おわかりになったことだろうと思います。今まさに、企業のトップセールスが取り沙汰されております。内部のことはできるだけ副町長にお任せして、町長のトップセールスによって、アニメの誘致の実現をしていただけることを期待しております。私ごときが発想するぐらいですから、ほかの市町村でも同様のことを考えていると思うんです。のんびりしていると、よその市町村にさらわれてしまいます。スピードを持って対応していただきたいということをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

次に、農業政策についてお伺いをいたします。

過日、70歳過ぎのある知人から、「年をとって、もう農業はやれん。農業を継いでくれる子供もおらんし、農業をやめようと思っている。誰か田んぼを買ってくれる人はおらんね」、そう私は言われました。農林業振興課からいただいた2010年、今から3年前ですけれども、この資料によりますと、高齢者と言われる65歳以上の玖珠町の就農人口1,182人で、全体の65.7%、実に3人に2人が高齢者です。就労者の高齢化等が進めば、休耕田が増加し農業は衰退をいたします。若年就農人口の減少は玖珠町だけの現象ではないということはわかっております。全国的な問題です。だからといって、玖珠町の主要産業である農業を衰退させることはできません。農林業振興課という名前がついている以上、何らかの振興策を展開する必要があります。

そこでお伺いをいたしますが、第5次総合計画にも後継者不足を課題に記載されていますけれども、後継者の確保を具体的にどう進めているのか、お伺いをいたします。

○議長（高田修治君） 梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） 農業者の後継者確保についてお答えをいたしたいと思います。

就農後継者の確保に向けた取り組みとしまして、玖珠農業高校自営対策としまして、玖珠農業高校自営者育成後援会に補助をしております。この玖珠農業高校自営者育成後援会というものの補助の内容でございますが、在学中の農業自営希望者及び農業の近代化に即応できる後継者を、より多く育成をするために、研修やいろんな話し合いを実施することを目的として、後援会のほうに補助をしているものでございます。この結果としまして、平成24年度は地域連携活動、先進地農家、企業への研究視察、農業クラブ活動を行われました。特筆すべきは、昨年の全国和牛能力共進会の和牛審査協議会の高校生の部において優秀賞に入賞する結果も出ております。

また、町農村青年連絡協議会がございまして、農村青年の意見の交換の場や、県、町の研修会の参加を促し、継続可能な営農について支援を行っております。また、協議会におきましては、JA玖珠農業祭に農業青年コーナーを出展しまして、会員の親睦を図り、就農への意欲の高揚を図っております。平成24年度から国の政策でございます戸別所得補償経営安定推進事業の人・農地プラン作成事業におきまして、青年就農給付金事業におきましては、農業技術及び経営ノウハウの習得のために専念する就農希望者を支援する準備型、これは1年150万の2年間支給されるという事業であります。また、経営リスクを負っている新規就農希望者の経営が起動に乗るまでの間を支援する経営開始型、これは5年間150万円を支給できるという事業でございまして、その事業を活用し支援を行っております。また、新規就農者の確保を行ってきたところでございます。

そういう制度等を行う中で、平成21年度につきましては8名の方が就農しまして、そのうち40歳未満の方が7名、平成22年度は5名、うち40歳未満の方が2名、平成23年度は6名、うち40歳未満の方が2名、平成24年度につきましては6名、うち40歳未満の方が4名、この4年間で新規就農者につきましては25名、うち40歳未満の方が15名が就農したとなっております。

以上、現在の状況でございます。

○議長（高田修治君） 4番廣澤俊幸君。

○4番（廣澤俊幸君） 状況についてはわかりました。ただ、その10年後、どういう年齢構成にするのか、数値目標を、あるいは5年後、10年後にはどういう人口構成にするのか、就農者の。このところが明確にあるのかどうか。これについて、お伺いします。

○議長（高田修治君） 梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） お答えをいたします。

5年後、10年後の就農者の数の具体的な目標設定は現在立てておりません。しかしながら、先ほど申しました人・農地プラン作成事業、この人・農地プランというのが、地域集落の農業を考えたときに、5年後、10年後をどういう形で構成していくかということが主な柱になってきます。地域集落の中の農地・農業を守っていくために、先ほども議員さんが申しました高齢者の方がもう農業できなく

なった、もうできない、誰か後継者がいないかというようなことを集落の中で十分話し合っ、新たな後継者をつくる。また、そういう形で農地を集積し、農業を続けていく、それが遊休農地、さらには耕作放棄地の解消になる。また、その中で集落営農組織をつくる、そういうことによって、具体的な数字の目標でなく、地域で農業を守っていくというような形が、この人・農地プランになっております。そういう意味で、具体的な数値目標は立てませんが、集落で農業を守っていく。さらには、それが町内全域に広がることによって、玖珠町の農業がまた発展していくというふうに考えております。

○議長（高田修治君） 4番廣澤俊幸君。

○4番（廣澤俊幸君） 進め方の手順として、やっぱり初めに数値目標があるべきなんですよ。数値目標があることによって、それを実現する手段、対策というのは変わってくるはずなんです。必ずやっぱり数値目標を明確にして、そして、取り組んでもらいたい。努力はよくわかります。わかりますけれども、やはり初めにありきは数値目標。これがないことには、いろんな間違った方向に行く可能性がある。対策手段が違った方向になるかもしれない。ぜひ数値目標を持って、後継者の確保に努めてもらいたい。

それから、農業委員会から私にも全国農業新聞というのを読めとって送られてきてもらっているんですが、それはやっぱり全国的な、その中に出ている後継者の問題というのは、やはり日本の農業、後継者の採用戦略とか確保が後進国だというのが出ているんですね。今、そういう農業者の採用戦略がおくれている、後進国だということについて、いろいろと対策をとられている地域もあるようでございますので、そういうところもぜひ勉強に行って、いいものはまねして、どんどん取り入れて、そして、高齢化の阻止に努めてもらいたい、役立ててもらいたいということをお願いしておきます。

次に、YOKAROバスについて質問をします。

7月16日、ある町民から次のような話が寄せられました。「私は月に1度、福岡の病院に通院しています。高速バスだと回数券を使って、1往復4,000円、年間4万8,000円かかり、治療費もかさむので、会員登録すれば年間5,000円で乗り放題のYOKAROバスを利用しています。ところが、8月1日よりバス停が道の駅から豊後中村駅に変更するという連絡を受け、高速バスを利用しなければならず、生活は一段と苦しくなるので困っています。何とか今までどおり道の駅で乗れるようにしてもらえないでしょうか」という陳情でした。

私は、7月17日にYOKAROバスの本社に電話をして経過を聞いたところ、翌18日に電話があり、役場と交渉した、役場の意向によってバス停を中村駅に変更したということでございました。中身については、口を閉ざして言いませんでした。そこで、この場で聞かなくちゃいけないなと思って、本日質問をするんですけれども、なぜ道の駅から中村駅にバス停が変更になったのか、その理由について説明をお願いいたします。

○議長（高田修治君） 村木商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（村木賢二君） YOKAROバスについてのことで、今年7月まで、道の駅童話の里くすのほうで駐車場で乗りおり、その会員の方々が乗りおりをされていまして、交通ルート

部分と直接ではございませんが、道の駅担当として知り得ている情報についてお答えします。

議員ご質問のYOKAROバスについては、会員制を採用しているのが特徴で、年間費5,000円、ネット等で予約すると5,500円になるんですが、これを払い、会員になりますと、数路線今7路線あるようですがそのルートが1年間乗り放題になるというものであります。この会社は、もともと平戸観光が目的で設置されたバス会社のようなのですが、独自のアイデア、会員制を採用して、高速バスを運行するようになったと聞いております。童話の里くすの駐車場につきましては、議員も御存じのとおり、玖珠町を訪れた車両はどなたでも進入、駐車ができるものであり、違法性がない限り駐車、進入を制限できるものではありません。議員ご質問のYOKAROバスについても、7月までは道の駅にバス停があったわけではなく、会費を支払った会員の方々のみがトイレを利用するために停車し、また会員の方のみが乗車したり下車されていたものでございます。簡単に申し上げますと、特定のメンバーによる観光バスツアーが、毎日運行されているという形式でございました。

しかしながら、昨年4月に関越自動車で7人の死亡者が出たバス事故、高速バスツアーの事故を踏まえて、国土交通省が安全確保のため、今年8月1日より新高速乗り合いバス制度を導入したようがあります。今回、国土交通省が実施したこの新高速乗り合いバス制度については、これまでのようなバス停のない道の駅に停車して乗客を乗りおりさせるシステムを廃止して、正式なバス停を確保することを義務づけております。さらには、定められた時刻表を設定するなど、運転手の過労運転防止のための交代運転手の配置基準の明確化、厳格化など、運輸安全マネジメント実施義務対象の拡大を図られました。これにより、YOKAROバス運営者様におかれては、現行ルート上において、特定の停留所を確保検討されたようであります。同社がこれまで乗客を乗りおりさせていた道の駅童話の里くす駐車場については、先ほど申し上げましたが、どなたでも乗り入れ、そして、駐車できる場所がありますが、逆に今回の新観光乗り合いバス制度になりますと、特定の会員のみが利用できるバス停を設置するということは、道の駅の設置目的からして問題があり、玖珠町としても事情を考慮しまして、道の駅以外の設置可能であろう場所の推薦、道の駅のすぐ裏の戦車道広場があるので、トイレは使えますよとか、それとか国道沿い、農協のプラザのところとか、いろいろ情報提供して協力してきたところではありますが、今回、豊後中村駅に設置されたようですが、何ら連絡もなく、一方的に決定されたようであります。うちのほうも、どうしてですかと確認はとったんですが、何ら返答ないんですが、やっぱり会費5,000円の分で、余りお金はかけたくなかったというふうには聞いておるところであります。

ちなみに、7月までYOKAROバスの停車期間中、道の駅から乗車される方の乗用車が長期間にわたって駐車されて、道の駅の営業において苦勞していたということもちょっとは事実あるようです。

参考までに、玖珠町から博多などに出かける際において、JR久大線を利用して豊後森駅から博多の往復については、格安なもので往復5,200円ぐらいかかります。また、同区間にある玖珠インターから博多バスターミナルまでの高速バスも格安で往復1回4,000円になります。このYOKAROバスのように、年会費5,000円で1年間乗り放題というYOKAROバスは破格なものであります。

J R九州や既存のバス会社にとっては、連携共存は難しいというふうに声が聞かれております。

現在、玖珠町については、先ほど繁田議員のご質問でお答えさせていただきましたが、J R九州と一緒に、将来に向けた新たなまちづくり施策を検討しているところでありまして、既存の高速乗り合いバスを運行していただいている高速バス運営会社との関係を考えた場合、今回、道の駅童話の里くす敷地内に、YOKAROバスのバス停設置ができなかったという事実、実情をご察しいただきたいと思います。

以上です。

○議 長（高田修治君） 4番廣澤俊幸君。

○4 番（廣澤俊幸君） 特定の人に乗るという発想はちょっと違うと思うんです。申し込みはオープンなんです。町民全体誰でもいいんです。それをもって、特定の人が多すぎて申し込みをした人が乗るだけであって、8月に私は組の寄りがありました。そこでいろいろ意見を聞いた。こんなことも聞きました。家族が福岡に入院しているので、YOKAROバスを利用して月2回看護に行っていたけれども、もう行けなくなっちゃったと、バス代が高くなって。それとか、福岡の大学に通っている学生が、玖珠に月に1回帰っていたけれども、バス代が学生で金もないから帰れなくなると。こういう弱者がいる。利用状況とか、ちゃんと調査をして、そういう判断をされたのか。それから、とまるようなどという努力をされたのか。

なぜならば、私はとまるということはお客さんだと思っているんですよ。皆さん職員の方は、野球が好きな人が多い。福岡ドーム行くでしょう。ブースの売店は町の商売でやっている、買いに来るの。それから、球場の中に入ってください。売り子さんがどんどん売りに来る。ビール要りませんか、冷たいもの要りませんか、弁当要りませんか。道の駅もバスでも何でも来たら、はい、冷たいもの要りませんか、弁当要りませんかと売りに行くぐらいの商売気を出してもらいたいんですよ。お客をなくした事なんです、ある意味では。もったいないじゃないですか。

それで、僕は7月20日と21日、現地に行って観察しました。何人乗っているかわかっていますか、何人利用しているか。わかってないでしょう。三現主義というのがあるでしょう。現場で現物を現実に見ると。そういうことをきちっとやってから判断してもらいたいんですよ。利用者が平日は四、五人、多いときは6人、それから休日は12人から13人、多いときは15人だった。私は運転手に聞きました。そして、ずっと見ていました。タクシーで来る人、それから送ってもらう人、高速バスのとこにとめる人、そういう人です。おりてきた人トイレに行って帰ってくる。最初の20日の日は3人、冷たいドリンクを買っていました、自動販売機で。次の日は2人でした。商売になっているんですよ。お客をなくしたんですよ、これ。大変なことです。

九重を見てくださいよ。もう、九重の中村にとまるからといって、夢大吊橋だ、それから長者原だ、麻生酒造だ、観光スポット回るバスを出そうとトライしているじゃないですか。先日、坂本町長と立ち話を私したんですよ。うまいことやりましたねと言ったら、えへへと言いながら、町長は、「私はもう来年の4月からレンタカーを置こうかとも考えている」と言っているんですよ。この商売気の違

いってどこにあるんですか、玖珠町と九重町。トイレにきた人だってお客なんですよ。そういう発想に転換してもらいたい、僕は。あえて、だからこの問題を出しているんです。それから弱者、さっき言ったような人ね、こういう人だってどうやって救うのか。時間がないから、もう私の意見を言わせてもらいますけれども。

九重には、私行ってみましたよ。YOKAROバスのところにちゃんと書いています。長時間とめるのは、ほかのお客さんの迷惑になりますから、駐車は対面の駐車場におとめください。とめちゃいけないなんか言わないんですよ。これがおもてなしなんです。おもてなしというのは、かゆいところに手が届くような、真心のこもったサービスのことを言うんです。歓迎の姿勢と排除の姿勢。どうですか、これ。よく皆さん考えてもらいたんです。そういう下手していると、ぼやぼやしていますと、ななつ星だって、今度スイート列車だって中村にとめられますよ。今度、阿蘇からこっちにバスが来るときに、九重はもう考えています。やまなみハイウエーを通る、素通りで通らしていいのかと、何かないか考えようとやっていますよ、九重の連中は。それだけ商魂が違うんです。それはやっぱり行政が仕掛けなくちゃだめなんですよ。

ほんで、最後にここお願いしておきますと。今、高速バスというのはがらがらです、あいています、もったいない。だから、さっき言った弱者とか、こういう人は安く割引きで乗れないかどうか交渉してもらいたんですよ、行政として。西鉄、日田バス、亀の井、こういうところに。恐らくYOKAROバスみたいにはならないでしょうけれども、そういう工夫も、町民のため、行政は町民のためにあるんですから、そういう調整をしてもらいたいんです。そのことをお願いして、次の質問に移ります。

○議長（高田修治君） 村木商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（村木賢二君） お時間ないところすみません。

先ほど言われた件ですが、YOKAROバスの件につきましては、うちの職員が日がわりで調査、状況等を見えています。その中で、今回また動くに当たって、職員が相手の方の職員の方と一緒に現場も見て回って、何とか玖珠に残ってくれんかということで活動はしました。ですが、その後、正直言って、一方的に九重のほうに行かれたということだけは御存じください。

私としても、情報を知りたかったので、一応会員になって、大体いつごろ、どれくらいの予約があるのか等の確認もしたところですが、金土日にはちょっと厳しいんですが、平日は確かに乗れるぐらいの状況だったということを確認したところです。ですので、もう何もしなくて出て行かれたのではなくて、町としてもできる限りの努力は実施したことをご報告しておきます。

○議長（高田修治君） 4番廣澤俊幸君。

○4番（廣澤俊幸君） 次に、人事制度についてお伺いしますが、そもそも人事制度というのは、公平公正な処遇のためにあり、もってそこに働く人の意欲をかき立て、活力ある職場を醸成するためのものなんですね、人事制度というのは。現在、役場の中の人事制度というのは、意欲と活力ある職場づくりに有効に機能しているかどうか、これについてお伺いをいたします。あわせて、もう一点は、競争原理が導入されているのかどうか。これについてもお伺いいたします。

○議長（高田修治君） 河島総務課長。

○総務課長（河島公司君） 質問につきましては、人事制度が有効に機能しているかということでございます。

人事制度につきましては、今言われたように職員の処遇体系を整備すること、組織の円滑化を図ることと同時に、職員のやる気を高めること。それから、住民サービスの向上と政策の実現を目指すものだと考えております。その特徴的なものとして、給与制度、それから昇給昇格制度、評価制度、福利厚生制度などが挙げられております。とりわけ、今、公務員制度の改革をめぐって注目される課題として人事評価制度があります。そもそも公務員の職場がそういうことに適しているかということ、やっぱり客観的に判断するのが非常に難しく、これまでは評価制度はなじまないと言われてきましたが、平成21年度に新たな人事評価制度が施行されましたので、それに準じて取り組みを行っているところであります。

地方公務員においては、大都市から私たちの町村みたいなのがありますので、組織の幅がありますので、画一的な対応が難しいということで、法案自体はまだ継続の審議中であります。公務員に準じて、人事評価制度を導入するという自治体もふえているのは確かであります。うちの場合ですけれども、平成23年度より職員個々の勤務評定と自己申告を取り入れております。このことについて、成果の評価を生かした適正な人事という考えからしますと、職場の中で少しずつ機能しつつあると思っております。

それとあわせて、もう一つ大事なことはやっぱり育成だと思います。職員のやる気を高めたり、活気ある職場づくりのためには、職員の研修計画を立てて、職員の人材育成に今力を注いでいるところであります。今後、この人事評価制度については、具体的な導入に向けて取り組むとともに、もう一つの柱であります人材育成に力を注いで、適材適所の人事、それから職員の士気向上、組織のレベルアップを図っていくように努めてまいります。

以上であります。

○議長（高田修治君） 4番廣澤俊幸君。

○4番（廣澤俊幸君） わかりました。いろいろ聞いておりますと、まだまだ競争原理なり成果主義の人事にはなっていないようでございます。例えば勤務状況とか、それから規律、こういうものにウエートが高い。そうじゃなくて、やっぱり成果主義だったら成果、仕事をした結果、こういうものにウエートを置くような評価制度を導入してもらいたい。恐らくこれは佐賀の武雄なんかそうやっているんだろうと思う。そういう新しい試みをやっているところに、ぜひ研修に行つて、玖珠町も競争原理のある人事制度につくってもらいたい。基本的には、公務員といえども民間準拠の賃金制度を導入の方向にあります。そういうことで、それをやっているところはまだいろいろあると思いますので、ぜひそういうところに勉強に行つて、よりよい活力ある職場につながるように、競争原理が生きるような仕組みをつくってもらいたいということをお願いしておきます。

それから、ワタリについてですけれども、昨年、6月の一般質問をしたときに、総務課長より、ワ

タリは実質的に存在していると答弁がありました。地方自治法の24条の1項を見ますと、「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない」ということが明記されています。ワタリが残っているんだったら、私は早急に解決をしなくちゃいけないと思うし、また町民からもワタリはおかしいという話もございます。極端な話をすれば、降格をしても、ワタリは是正すべきだと思うんです。今までが恵まれ過ぎた。これは異常なんです。異常を正常に直すというのは当然のことなんです。

職員、意欲のある人が多いんだと思う。降格されても、そんな腐るような人じゃ困るんです。やっぱり、よし何くそもう一回頑張って上に上がってやるぞと、そういう根性の職員であってほしい。そういう意味で、降格制度も復活制度も導入してほしいと思うんです。ワタリは、そういうことからして、なぜなくせないのかだけ、簡単に結構ですからお伺いします。

○議長（高田修治君） 河島総務課長。

○総務課長（河島公司君） ちょっと詳しく説明しようと思ったんですけど時間がないので、端的に言いますと、去年6月に答弁させていただいております、その後、変わっておりますので、その辺をちょっと説明したいと思います。

取り組みとしましては、平成23年に給与条例の改正にあわせて一部改正をしましたので、大幅に是正をしたところであります。これについては、本年、県のほうもこの調査をしまして、ワタリのないということで、玖珠町はそのワタリを解消ができた自治体に、きちっと報告されているところであります。よって、これからの新たなワタリが生じるということはありません。今回、その是正について、経過措置対象となる職員が出ますので、その職員についてはモチベーションを下げるという意味もありますので、3年のうちぐらいに経過措置の中で、年齢構成等もありますので、それを想定しながら3年のうちぐらいに解消できると考えております。

○議長（高田修治君） 4番廣澤俊幸君。

○4番（廣澤俊幸君） はい、わかりました。ただ、気になるのは、モチベーションが下がるとかという話はしないでもらいたいです。復活してやるぞぐらいの、やわな人間じゃなくて、強固な精神力を持った職員であってほしいと、そういうことを願っております。

最後になりますけれども、人事の関係で、よく一生懸命やっている、一生懸命やっているという人はいるんです。一生懸命やるのは当然なんです、これ給料もらっているんだから。やらないほうがおかしいですよ。一生懸命やっている中には、知恵と工夫が入って、改善改革がなされたことをもって一生懸命やっているということです。その辺はぜひひとつみんな共通認識として、管理職の方々認識をしてほしい。そういうことを最後をお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高田修治君） 4番廣澤俊幸議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日13日は、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

ご協力ありがとうございました。

午後 3 時36分 散会

地方自治法第123条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成25年 9 月12日

玖 珠 町 議 会 議 長 高 田 修 治

署 名 議 員 菅 原 一

署 名 議 員 松 本 義 臣